

うららか やすらか プラン

第2次浦安市地域福祉計画

平成27年3月

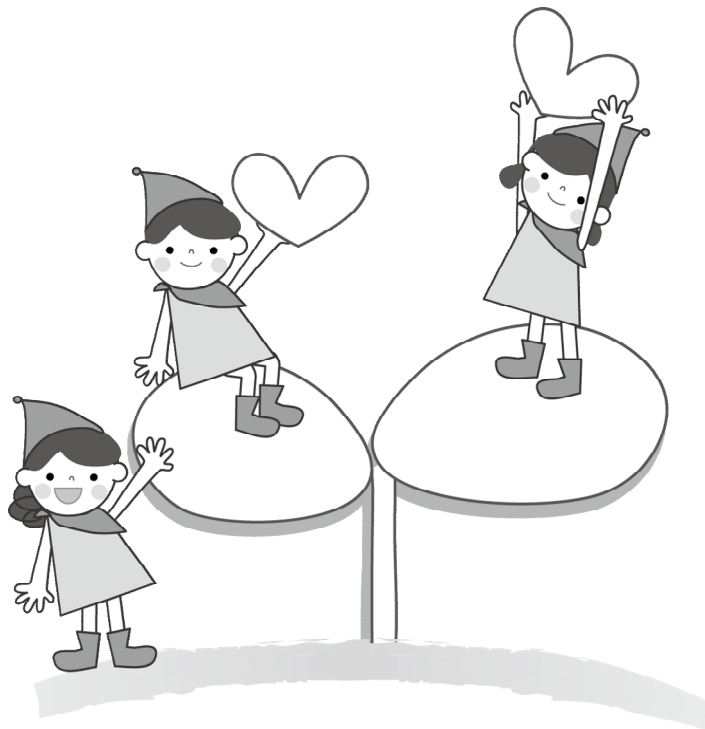
浦 安 市

「うららか やすらか プラン」とは・・・

“うららか”は、明るく朗らかな様子で、“やすらか”は、心配がなく、心地よい様子を意味する言葉です。“うららか”、“やすらか”の頭二文字をつなげると「うらやす」となります。

私たちのまち「浦安」が、明るく、安心して暮らせるまちになることを願い、平成17年3月の「地域福祉計画（平成17年度～26年度）」策定にあたり、“うららか やすらか プラン”と名づけました。

本計画においても“うららかやすらかプラン”を継承し、福祉文化あふれるまちづくりを進めます。



目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の目的と背景.....	1
2 協働による計画の推進.....	4
3 計画策定の視点.....	10
4 計画の性格と位置づけ.....	12
5 計画の策定プロセス.....	15
6 計画期間.....	16
第2章 本市の現状	17
1 人口や世帯等の状況.....	17
2 子どもを取り巻く状況.....	23
3 高齢者を取り巻く状況.....	24
4 障がい者を取り巻く状況.....	25
5 地域活動等の状況.....	26
6 地域の状況.....	28
7 アンケートから見える地域福祉の状況.....	31
第3章 施策の方向性	35
1 将来都市像.....	35
2 基本理念と基本方針.....	35
3 施策の体系.....	36
4 計画の公表・評価・見直し.....	37
5 関係団体調査から読み取れる浦安市の主な地域課題.....	39
6 施策の見える化による評価.....	42
7 課題と評価から見える今後の対応方針.....	44
8 地域の幸せの考え方.....	46
9 幸せになるためのそれぞれの役割や取り組み.....	47
第4章 重点施策の推進	51
(1) 地域課題から考える重点施策.....	51
(2) 重点施策の具体的な取り組み.....	53
第5章 基本方針の具体的な取り組み	60
基本方針1 すこやかに子どもたちが育つまちをめざして.....	60
基本方針2 生き生きと健康で暮らせるまちをめざして.....	69
基本方針3 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして.....	76
基本方針4 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして.....	83
基本方針5 安心して住み続けることができるまちをめざして.....	89

資 料 編	95
1 計画策定の経過	95
2 「第2次浦安市地域福祉計画」策定委員会設置要綱.....	96
3 「第2次浦安市地域福祉計画」委員名簿.....	97
4 「第2次浦安市地域福祉計画」庁内検討委員会	98
5 主な福祉施設	100

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の目的と背景

浦安市（以下「本市」という。）では、平成17年3月に「だれもが、ありのままに、その人らしく、地域で暮らし続けることができる福祉文化あふれるまちの実現」を基本理念とする「うららかやすらかプラン（浦安市地域福祉計画）」を策定しました。策定5年後（平成22年）に、社会状況や地域福祉を取り巻く環境の変化あるいは施策・事業の執行段階で明らかとなった課題への対応とともに、福祉の各分野における諸施策、事業との整合を図る必要性から、計画の改訂を行い、様々な施策や事業を展開してきました。しかしながら、計画改訂以降においても、少子高齢化や核家族化は一層進行し、人々の価値観、生活習慣の多様化により、地域における人と人との交流やつながりの希薄化がみられる等、地域における生活や福祉を取り巻く環境は大きく変化を続け、地域福祉における課題にも変化が現れてきました。

こうした社会状況の変化に合わせ、障がい者福祉の分野では、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待防止法」や「障害者総合支援法」の施行、「障害者差別解消法」の成立等の法律の整備により、障がい者施策を取り巻く状況も大きく変化していることを踏まえて、平成27年3月に「浦安市障がい者福祉計画」を策定しました。

また、高齢者福祉・介護保険の分野においても、将来にわたって高齢者が安心して暮らせる地域社会をめざすという視点から、平成27年3月に、高齢化社会に対応した保健・福祉サービスの充実を図るため、「浦安市高齢者保健福祉計画」の見直しを行うとともに、介護保険法の規定に基づき、3年ごとに介護保険計画を見直し、新たに平成27年度を初年度とした「第6期浦安市介護保険事業計画」を策定しました。

子ども・子育て支援の分野では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。この法に基づき、本市では平成27年3月に「浦安市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

さらに平成19年8月、厚生労働省から「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（平成19年8月10日社援発第0810001号）が示され、「要援護者支援のあり方」が地域福祉の取り組むべき課題として取り上げられ、市町村地域福祉計画に盛り込むことが求められています。

また、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が公布され、平成27年度より施行されることを受け、本市では、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けて、生活保護に至る前の段階から生活相談や就労支援等を行い、生活困窮者に早期の社会的・経済的自立を促すためのモデル事業に取り組んでおり、この生活

困窮者自立支援対策を本計画に盛り込むことも求められています。

平成 22 年 3 月に策定した浦安市地域福祉計画（改訂版）（以下「前計画」という。）は、策定後 5 年を経過し、この間の社会状況や地域福祉を取り巻く環境の変化あるいは施策・事業の執行段階で明らかとなった課題への対応とともに、福祉の各分野における諸施策、事業との整合を図り、包括的なビジョンを明確にする必要性が生じています。

また、今日の複雑多様化する市民の福祉ニーズに対して、行政施策のみでは十分な対応が難しくなっており、誰もが安心して生活していける地域をつくっていくためには、市民と行政、地域の活動団体等がともに考え、活動に参加し、支え合う「協働」の取り組みが重要になっています。地域に住む一人ひとりが努力する「自助」、ボランティアや近隣の助け合い等の相互扶助「互助」、社会保険のような制度化された相互扶助「共助」、行政が責任をもって推進する生活保障を行う社会福祉等の「公助」、これらが適切に機能し、地域全体での支え合いや助け合いが充実することにより、みんなが共存できるまちづくりを進めることが必要です。

特に市民の関係性においては、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の概念も重要視されてきており、人々が持つ信頼関係や人間関係（社会的ネットワーク）の強化を推進していくことが、地域福祉の推進には必要と考えられます。

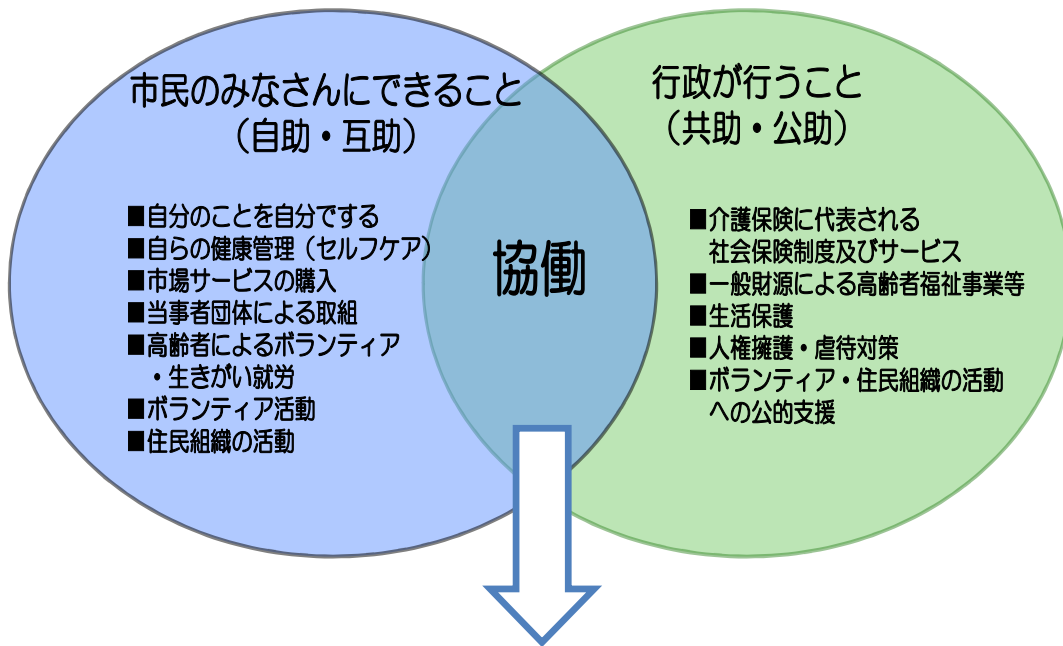
そこで、新たな法制度の見直し等の動向をふまえるとともに、これまでの取り組みの成果や残された課題を整理し、様々な人々による助け合いや支え合い、市民・地域・行政等の協働による取り組み等、地域福祉を推進するための方向性を示す「第 2 次浦安市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）の策定を行いました。

国では地域包括ケアシステム構築のために、5つの構成要素に加え、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの考え方を示し、地域での包括したケア、福祉の実現を掲げています。本市ではこの4つの考え方を大きく2つの枠組みとして捉え、「自助」「互助」の2つの考えを合わせ、「市民のみなさんにできること」と考え、「公助」「共助」の2つの考えを合わせ「行政が行うこと」と大きく考え方を2つに分けて、わかりやすい表現をめざし、計画の策定を行いました。具体的には第5章の「地域福祉を推進するための取り組み」にて各施策について記載しています。

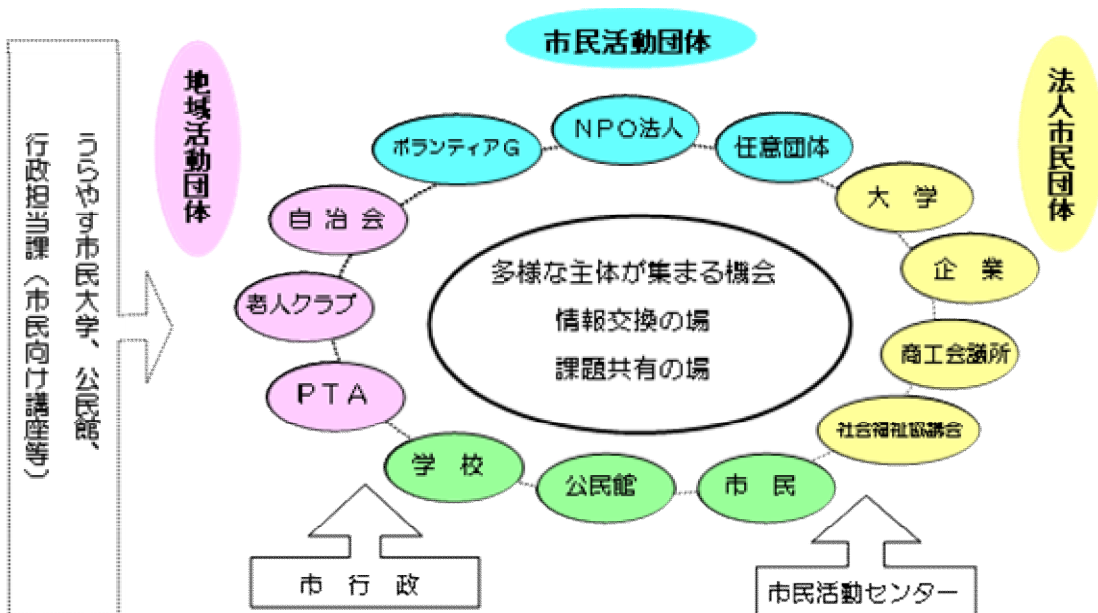
2 協働による計画の推進

地域福祉を推進していくためには、市民や地域活動団体、関係機関・団体、行政等が相互に協力し合い、協働で取り組むことが必要です。また、多様な地域課題や福祉ニーズに対応するためには、制度や既存の手法にこだわることなく、様々なケースに応じた柔軟な対応も必要です。様々なケースに応じた対応を行うためには、市民と地域の活動団体、行政等が協働・連携していくことが重要です。

図表 1 地域福祉を考える中での「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方



図表 2 協働・連携による推進イメージ



3 地域福祉を取り巻く社会状況の変化

日本における社会福祉の歴史では、コミュニティ・オーガニゼーションの理論に基づく地域組織化や、在宅福祉の追求、住民参加型在宅福祉サービスの展開、自治型地域福祉の提唱等、社会の変化に応じて、地域における社会福祉への動きが求められてきました。

平成 12 年に社会福祉事業法が社会福祉法と改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。

これよりわが国の福祉政策は、個人の尊厳を尊重する視点から、市民一人ひとりの生活全体に着目し、地域での自立した生活を支援するという基本的な考え方に基づいて、たとえ障がいがあっても、また、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備を進めています。

そのような中で、日本の少子高齢化は、他の先進諸国に例をみないスピードで進行しており、平成 17 年から平成 42 年にかけて 65 歳以上高齢者人口は 1,000 万人以上、率にして 40%以上増える一方、それを支える 15～64 歳人口は約 1,700 万人、20%以上減るものと推計されています。同時に、高齢者の一人暮らし世帯の数は、平成 17 年の 387 万世帯から平成 42 年には 717 万世帯と、2 倍近くに増加すると推計されています。他市区町村に比べ、高齢化率の低い本市においても急速な少子高齢化が進んでいます。

少子高齢化が進み、社会保障費が年々増加する中、税制や年金制度、医療と介護、子育て支援、障害者制度、雇用等を抜本的に見直していく、「社会保障と税の一体改革」がスタートし、社会保障制度改革として、介護保険制度改革、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法の成立、生活保護法の改正、生活困窮者自立支援法の策定等が進められてきました。

また、公的な福祉サービスの供給については、利用者主体、市町村中心の仕組みを志向しており、介護保険法に基づく介護サービスや障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等の取り組みが進められています。

さらに、医療提供体制の構築については、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を公布し、順次施行しています。

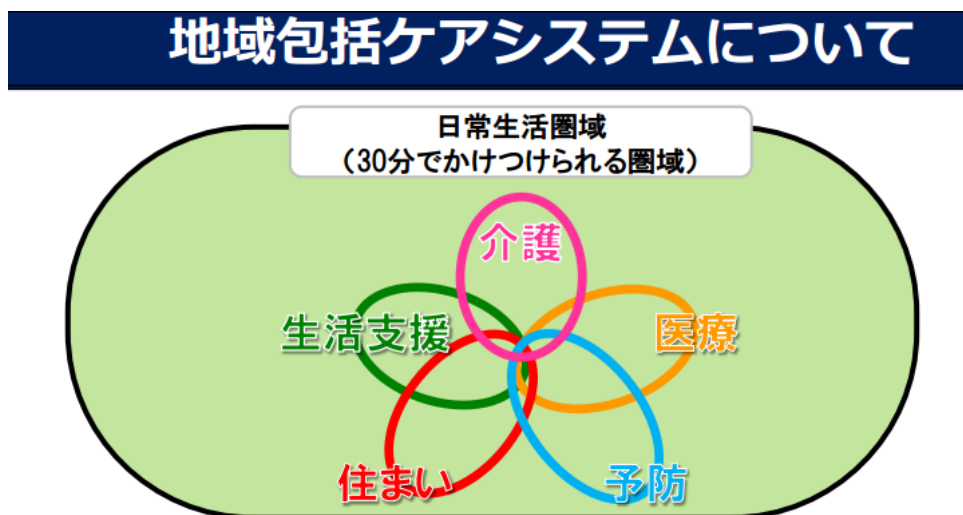
■ 地域包括ケアシステム構築への対応

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。65 歳以上の人口は、現在 3,000 万人を超えており（国民の約 4 人に 1 人）、平成 54 年の約 3,900 万人でピークを迎え、その後も、75 歳以上の人口割合は増加し続けることが予想され、本市も例外ではありません。

このような状況の中、団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる平成 37 年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省では、平成 37 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

図表 3 地域包括ケアシステムの捉え方¹



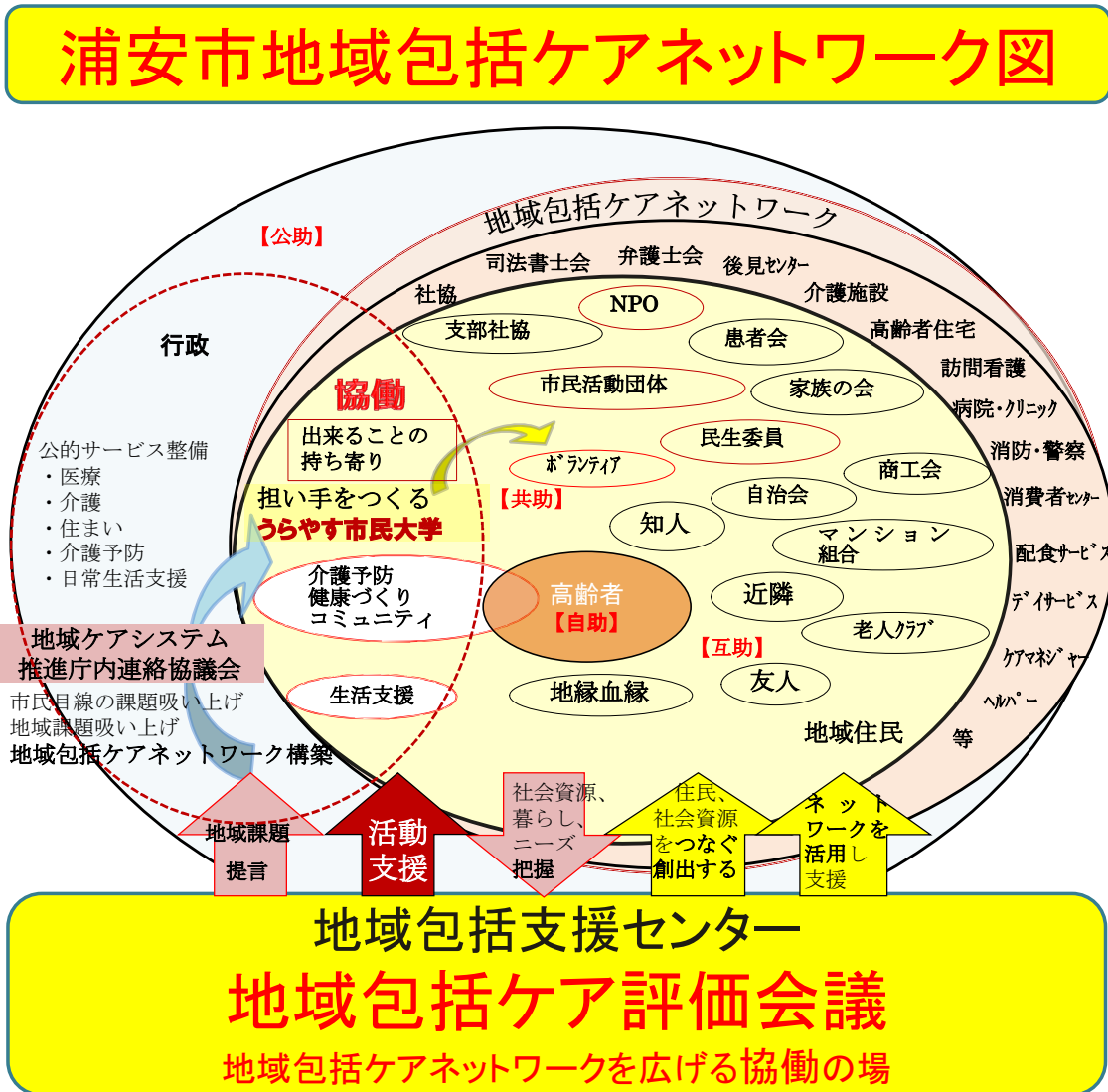
【地域包括ケアの5つの視点による取り組み】

- 医療との連携強化
- 介護サービスの充実強化
- 予防の推進
- 見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等
- 高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備

¹ 厚生労働省「地域包括ケアの理念と目指す姿について」資料

これらの社会的背景を踏まえ、本市においては、地域包括ケアシステム構築のために「お互いを知るところから始めよう」というねらいで、平成22年から「地域包括ケア評価会議」を開催、平成23年には、浦安介護予防アカデミアと市の協働により「市民参加型介護予防事業」を実施、平成24年より「地域包括ケアシステム推進庁内連絡協議会」を設置して、市民と行政の協働によるネットワークを構築し、地域が一带となった支援体制の構築を行っています。

図表 4 浦安市における地域包括ケアネットワーク

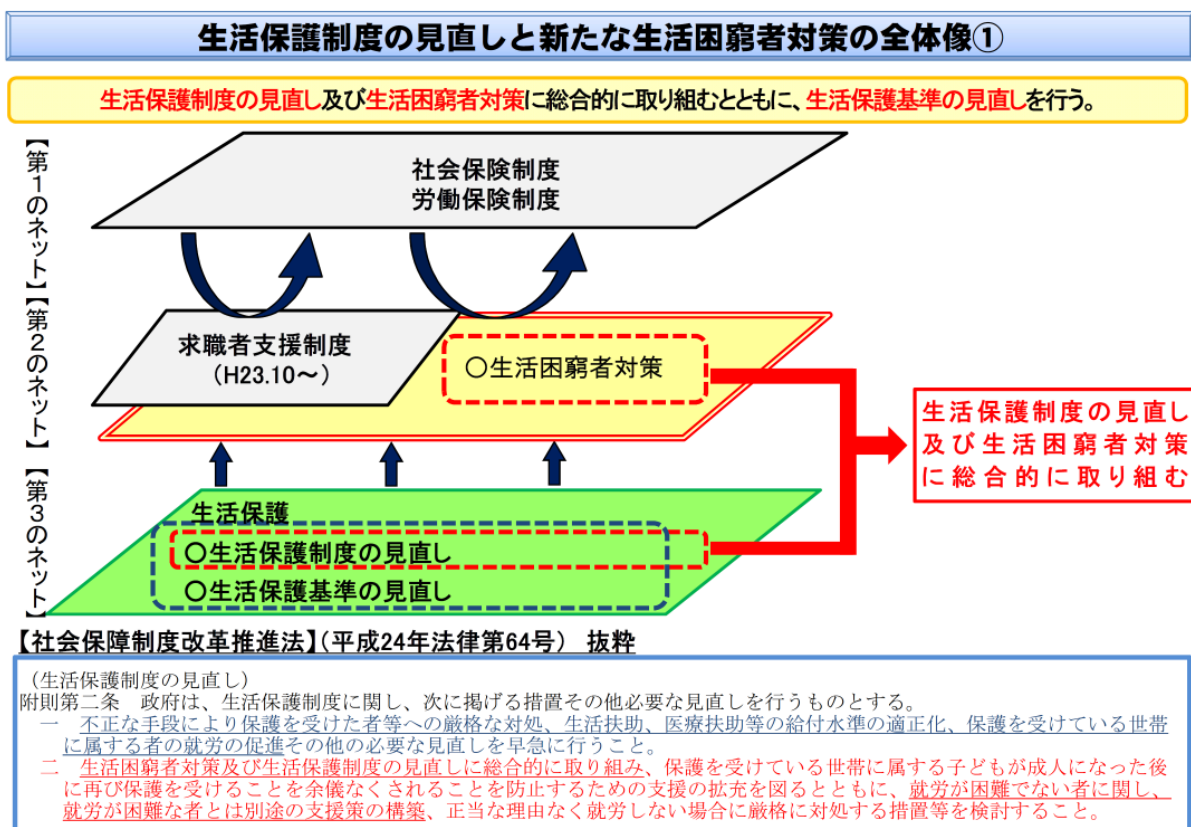


■ 生活困窮者自立支援法への対応

平成 25 年 12 月に可決成立し、平成 27 年 4 月から施行となる「生活困窮者自立支援法」は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものです。本市ではこれに先駆けて、平成 26 年 6 月よりモデル事業として、生活保護を受けていない経済的に困窮している方への支援を行っています。法の対象となる「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方であり、生活保護の対象になる前段階の方です。

今後は、法に基づく生活困窮者自立支援制度の理念を実現するため、庁内体制の整備や、関係機関等との連携、自立のために重要となる就労に向けた支援の充実等を推進していきます。

■生活困窮者支援のかたち²



² 厚生労働省資料を引用

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1) **包括的な支援**...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) **個別的な支援**...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) **早期的な支援**...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) **継続的な支援**...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) **分権的・創造的な支援**...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

3 計画策定の視点

(1) 地域福祉と地域

地域福祉の推進とは、「自助・互助・共助・公助」の4つが適切に機能し、地域全体で支え合い、助け合って、みんなが共存できる福祉のまちづくりを進めることです。例えば、市民が、高齢、障がい、その他の様々な事情から福祉サービスを利用する必要が生じたとき、家族、友人、知人あるいは地域との関係を保ちながら、文化やスポーツ、芸術、趣味等の社会的な活動に参加し、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として生活を送ることができるようになることです。

また、地域とは、市民の多種多様な福祉需要に対して、様々なサービスを有機的かつ総合的に提供し、そのサービスを利用することができる最も効率的な区域であって、本市における「地域」の範囲や単位は、ご近所の単位から自治会の区域、小・中学校区、日常生活圏域（元町・中町・新町）まで様々です。さらに、そうした一定の範囲や単位での地域という概念のほか、人と人が交流する場、つながりの場でもあることから、日常生活におけるコミュニケーションの構築は地域福祉の推進にとって重要な要素であるといえます。



(2) 計画策定の視点

本計画は各福祉関連の部門計画の上位計画として、長期的な視点をもって地域福祉全般について記載されています。そのため、部門計画よりも実行期間も長く、内容としても個別の細かな施策よりも、横断的な内容についての計画となります。一方で、各部門計画で検討されていない、隙間にあたる内容については本計画にて記載しており、上位計画の側面と実行計画の2つの側面を併せ持っています。本計画の策定にあたっての視点は、下記のとおりです。

視点1：人権・自立・幸福度が尊重される

地域福祉を進めていくためには、障がいの有無や年齢の違い、生活困窮等にかかわらず、「一人ひとりの人権を最大限に尊重する」ことが最も大切です。そのため、個々の人権を尊重した上で、すべての人を地域社会の一員としていくソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、市民の自立と幸福度を高めることを可能とする仕組みをつくります。

視点2：参加・協働・連携が推進される

地域福祉は、高齢者や障がいのある人等を含めたすべての市民が、福祉の当事者として主体的に参加していくことが大切です。そのため、市民をはじめ、社会福祉協議会・支部社協、地域活動団体、ボランティア活動団体、福祉事業者等の地域の団体や関係機関、市が協働・連携して、地域における福祉文化を創造していくための仕組みをつくります。

視点3：身近な地域における協働が進む

住みなれた地域の中で、だれもが生き生きと安心して暮らしていくためには、様々な地域の課題を地域自らが発見・共有し、地域全体で解決に向かっていくことが大切です。そのため、地域を構成する市民や地域の活動団体、関係機関等が協働・連携し、相互の信頼感を基本とした助け合いや支え合い等により、地域自らが課題を解決していくための仕組みをつくります。

4 計画の性格と位置づけ

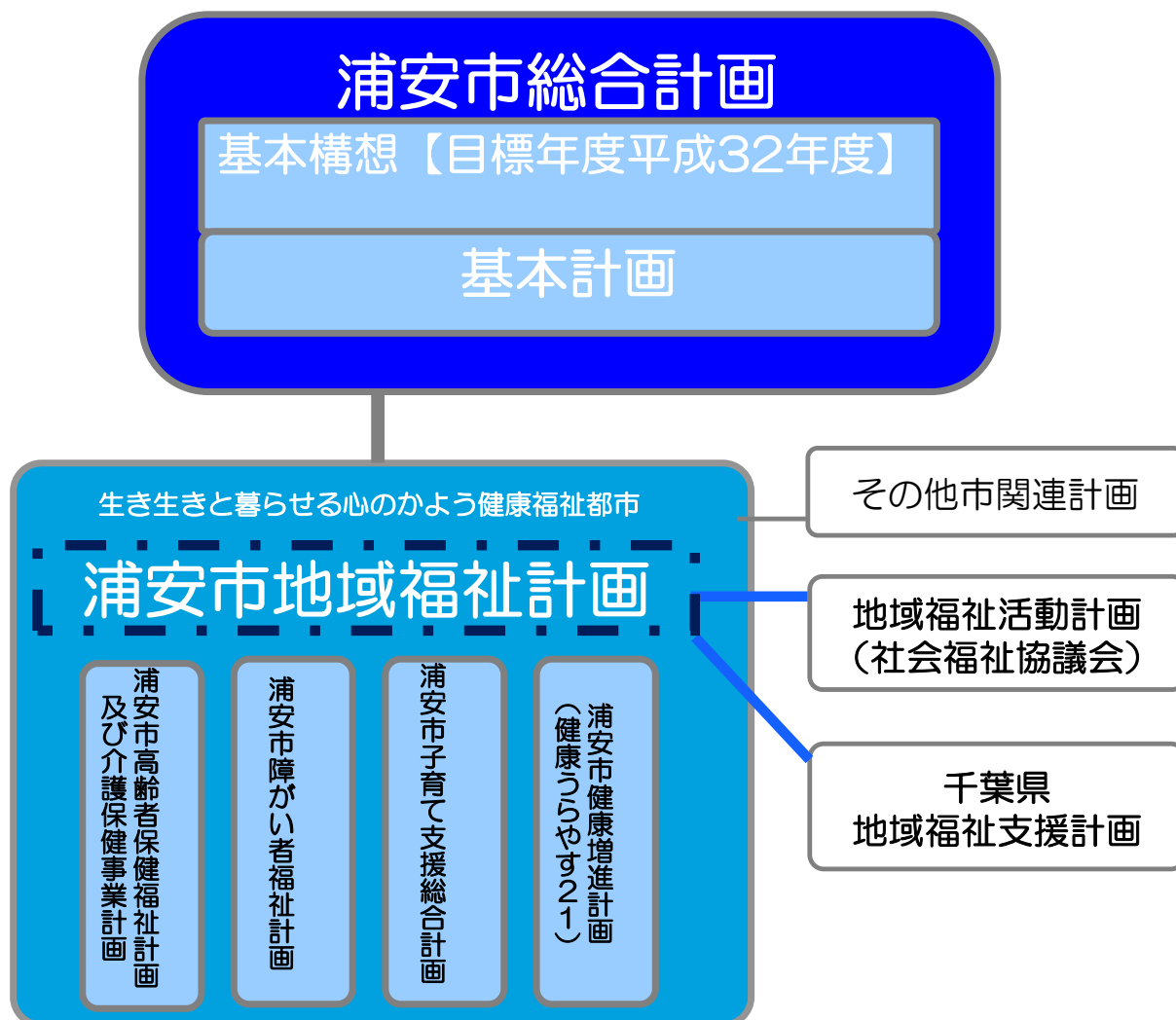
(1) 性格と位置づけ

本計画は、浦安市総合計画を構成する基本構想や基本計画で掲げられているまちづくりの基本理念や基本目標、施策体系及び取り組みの方向性を共有し、5つの都市像のうちの一つである「生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市」を実現するため、行政と市民、地域の活動団体等との協働のあり方、具体的な施策の取り組みの方向性等、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための方策をまとめた計画であり、社会福祉法第107条に定められた市町村地域福祉計画としても位置づけられます。

さらに、本計画は、分野別計画の「浦安市高齢者保健福祉計画及び第6期浦安市介護保険事業計画」や「浦安市障がい者福祉計画」、「浦安市こども・子育て支援事業計画」、「健康うらやす21」との整合・連携を図りつつ、地域住民等の参加や協働という視点に立って策定しています。

なお、各分野における課題分析や各種施策、事業の具体的な方向性等については、分野別計画で定められます。

図表 5 各計画と本計画の位置づけ



図表 6 社会福祉法における地域福祉計画

社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（2）関連計画との連携

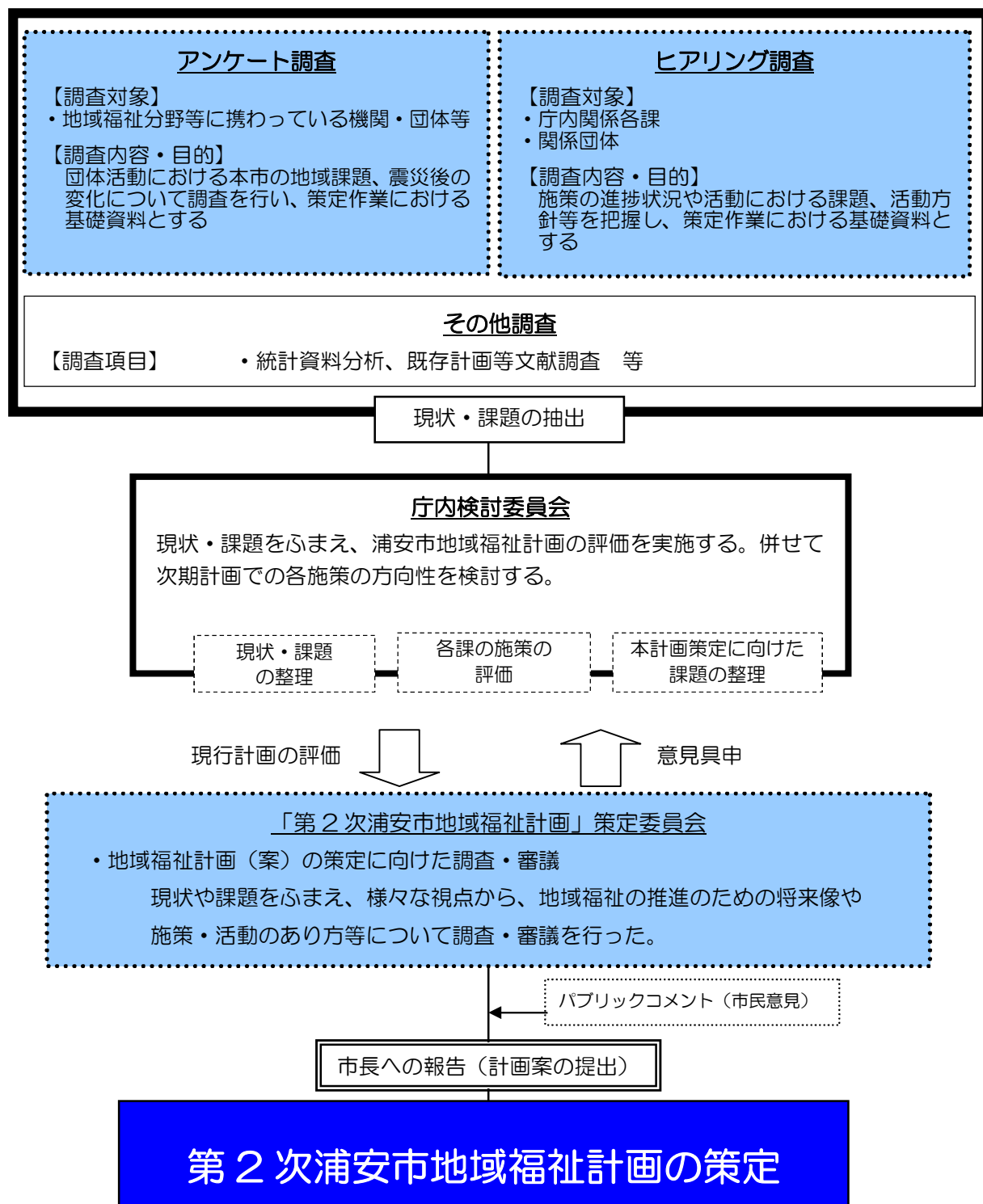
本計画は、浦安市社会福祉協議会が策定する「うらやす地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有し、施策や事業の展開において、相互に協働・連携を図ることとなります。また、社会福祉法第 108 条に基づいて策定される「第二次千葉県地域福祉支援計画」（以下「支援計画」という。）では、「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」をめざすことを基本理念に、市町村における地域課題の解決に向けて支援していくことが提唱されており、本計画においては、支援計画の理念やあるべき地域福祉の姿を見据えつつ、地域福祉に関する施策の展開を図ることとなります。

浦安市総合計画やその他関連する既存計画の基本理念、計画期間等は以下のとおりです。

浦安市総合計画	基本構想	<p>○まちづくりの基本理念：</p> <p>①人間尊重のまちづくり ②市民と行政が協働するまちづくり ③地域の個性を育むまちづくり</p> <p>○まちづくりの基本目標：人が輝き躍動するまち・浦安</p> <p>○5つの都市像：</p> <p>①生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市 ②創造と交流で築く市民文化都市 ③水と緑に囲まれた快適環境都市 ④利便の高い暮らしを支える安全都市 ⑤多様な機能が生み出す魅力あふれる産業都市</p> <p>○策定根拠：地方自治法第2条第4項</p> <p>○目標年度：平成32年</p>
	第2期基本計画	<p>○都市像（健康福祉都市）別具体的施策：</p> <p>①浦安で産み育てたい環境を整える ②こどもが元気に成長できる環境を整える ③大人が生き生きと活躍できる環境を整える ④住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整える</p> <p>○基本事業：「安心して産み育てられる環境をつくる」等8つの基本事業</p> <p>○計画期間：平成20年度～平成29年度</p>
浦安市高齢者保健福祉計画及び第6期浦安市介護保険事業計画		<p>○基本理念：高齢者が地域で安全・安心に暮らせるまちを目指して</p> <p>○策定根拠：老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条</p> <p>○計画期間：平成27年度～平成29年度</p>
浦安市障がい者福祉計画		<p>○基本理念：障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちを目指して</p> <p>○策定根拠：障害者基本法第11条第3項 障害者総合支援法第88条</p> <p>○計画期間：平成27年度～平成29年度</p>
浦安市子ども・子育て支援総合計画		<p>○基本理念：①子どもたちが健やかに成長できるまち ②安心して、生き生きと子育てできるまち ③子どもと家庭を見守り・支えあえるまち</p> <p>○策定根拠：子ども・子育て支援法第61条</p> <p>○計画期間：平成27年度～平成31年度</p>
健康うらやす21（第2次）		<p>○基本理念：『ウエルネス・ライフ うらやす』の推進 ～元気あふれ、みんながつながる“健・幸”都市～</p> <p>○策定根拠：健康増進法第8条第2項</p> <p>○計画期間：平成26年度～平成35年度</p>
うらやす地域福祉活動計画Ⅲ（浦安市社会福祉協議会）		<p>○基本理念：みんなで作る だれもが安心して 生き生き暮らせるまち うらやす</p> <p>○計画期間：平成27年度～平成31年度</p>
第二次千葉県地域福祉支援計画（千葉県）		<p>○基本理念：「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」を目指して</p> <p>○策定根拠：社会福祉法第108条</p> <p>○計画期間：平成22年度～平成26年度</p>

5 計画の策定プロセス

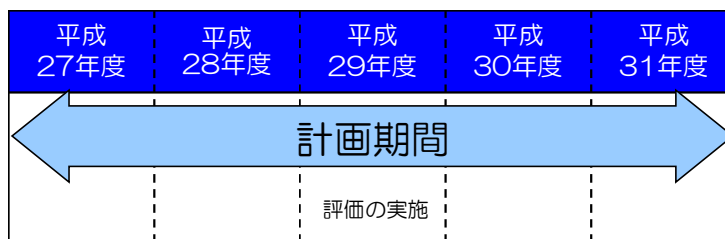
本計画の策定にあたっては、以下のプロセスにより、現状・課題の抽出と計画内容について、調査、審議を行いました。



6 計画期間

前計画では策定当初 10 か年計画でしたが、施策の進捗状況、社会情勢の変化や制度改革への対応を踏まえ、5 か年で改訂を行いました。

そこで、今後の社会情勢の変化の加速への対応を考慮し、本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。



第2章 本市の現状

1 人口や世帯等の状況

(1) 総人口の状況

本市の総人口は東日本大震災が起きた翌年度の平成24年を除いて、年々増加しており、平成26年では162,952人となっています。全国的な少子化の流れの中、本市でも年少人口（0～14歳）は減少し始めています。また、高齢者人口（65歳以上）は増加している状況となっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）の割合が平成22年以降の5年間で2.9%増加しており、高齢化が進んでいます。

図表 7 総人口の推移

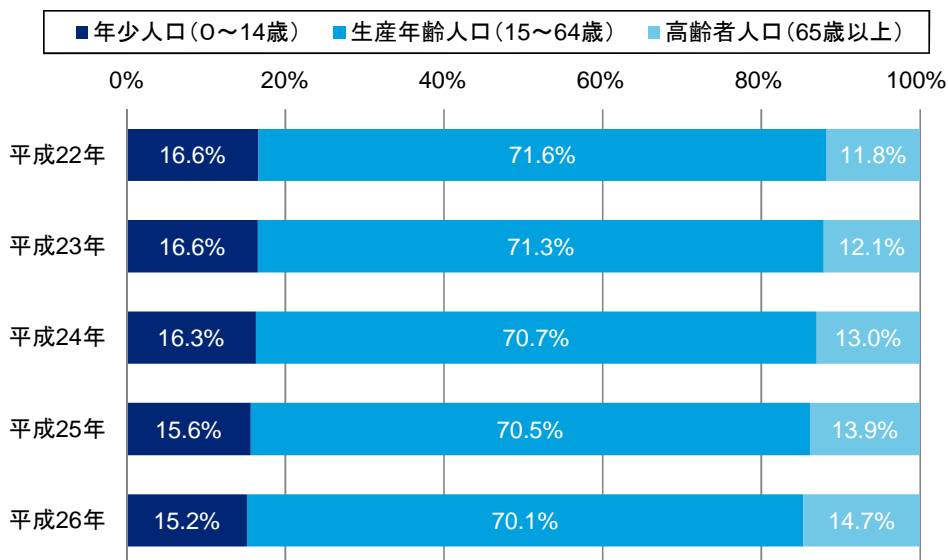
(各年4月1日現在)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口(0～14歳)	26,671	26,746	25,968	25,358	24,742
生産年齢人口(15～64歳)	114,812	115,194	112,630	114,307	114,248
高齢者人口(65歳以上)	18,854	19,569	20,749	22,490	23,962
総人口	160,337	161,509	159,347	162,155	162,952

※単位：人

図表 8 年齢3区分別人口割合の推移

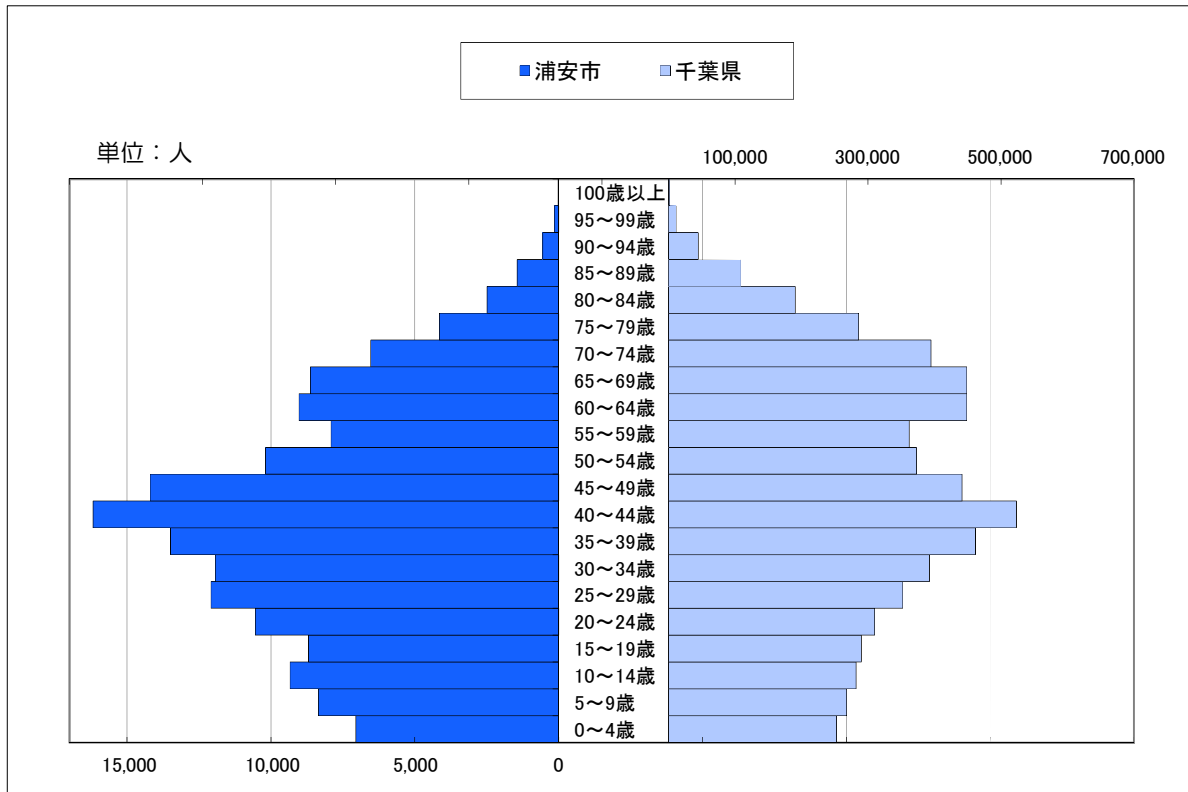
(各年4月1日現在)



また、人口ピラミッドを県と比較すると、県よりも40代の比率が高くなっている状況です。外国人登録者数と総人口に占める割合については年々減少傾向にあります。

図表 9 人口ピラミッドによる県との比較

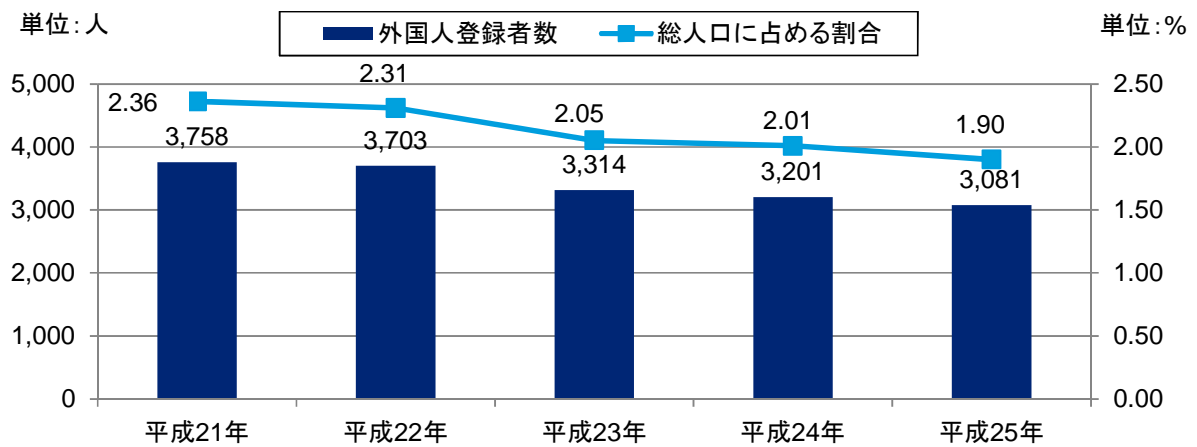
(平成26年4月1日現在)



資料：千葉県

図表 10 外国人登録者の推移

(各年3月末現在)



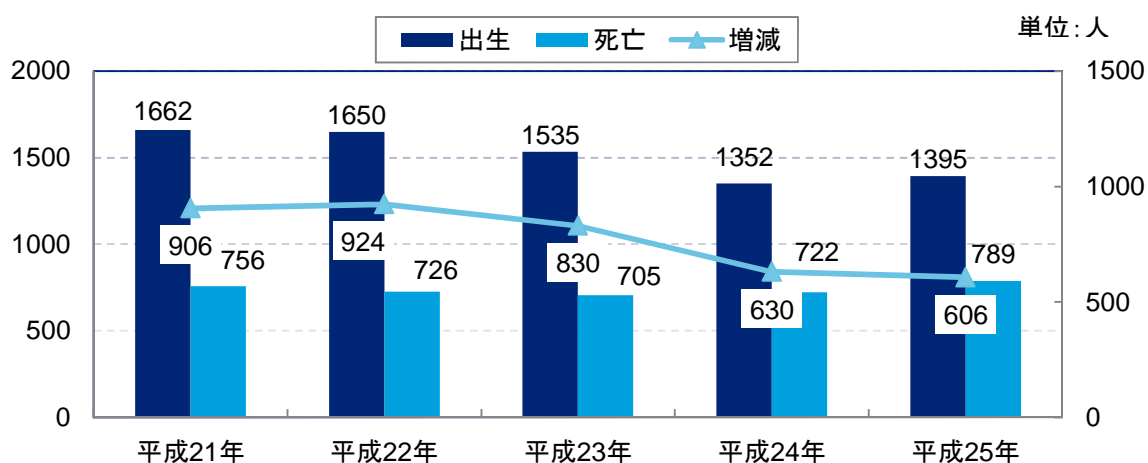
※外国人登録法に基づく登録数

(2) 自然動態と社会動態の状況

自然動態については、出生が死亡を900人程度上回っている状況です。また、社会動態については、平成22年までは転入が転出を上回っていましたが、平成23年以降では転出が転入を上回っている状態です。転入については平成25年に増加しています。

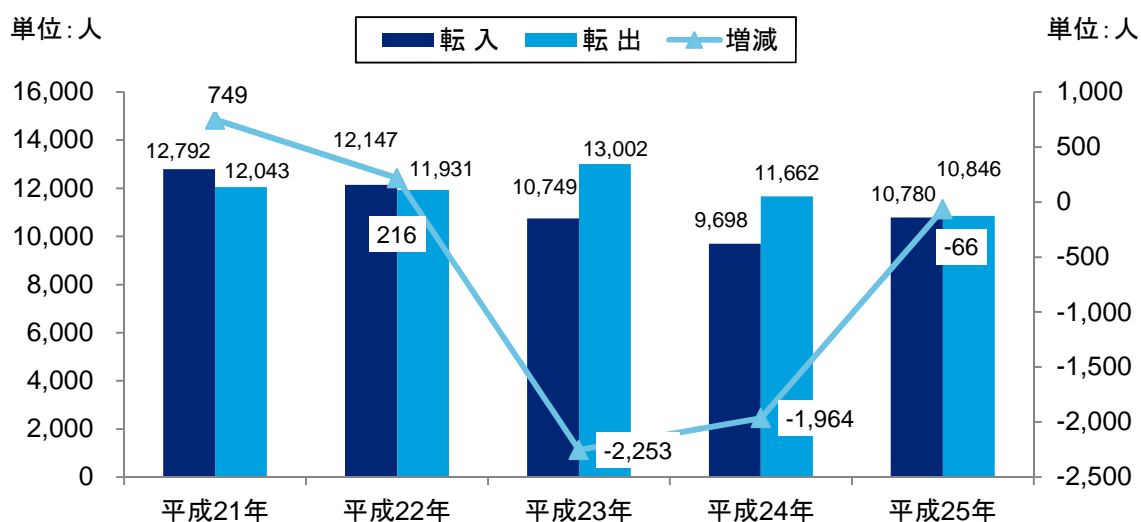
図表 11 出生と死亡の推移

(各年4月1日現在)



図表 12 転入と転出の推移

(各年1月1日現在)

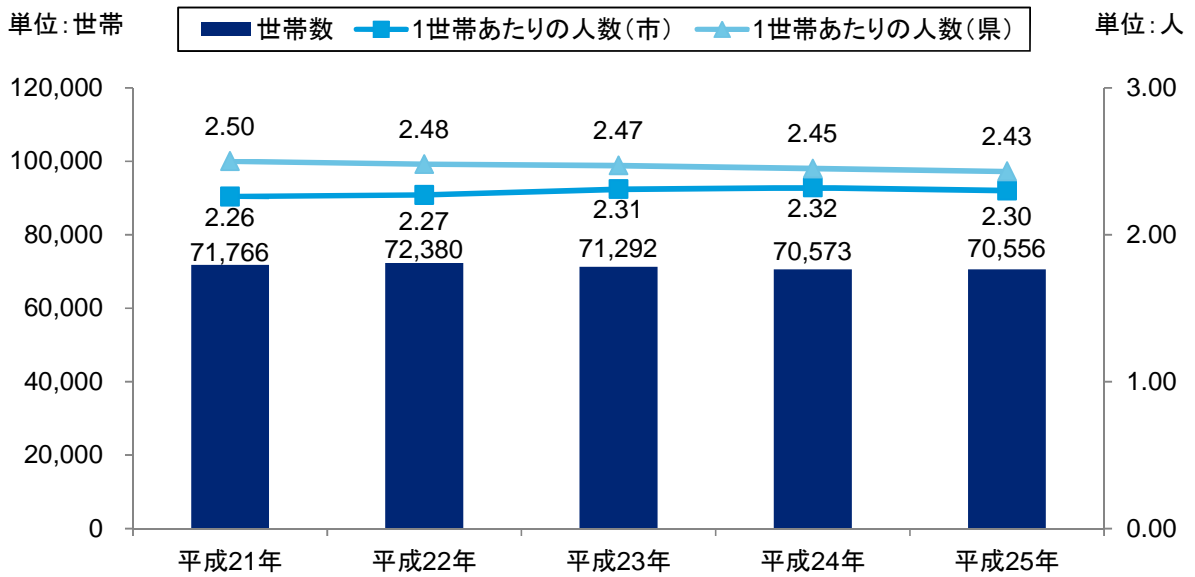


(3) 世帯の状況

世帯数については、ほぼ横ばいの状態が続いています。また、1世帯あたりの人数については、2.3人前後で推移しており、依然として県平均よりも下回っており、核家族化の傾向が続いています。

図表 13 世帯数の推移

(各年3月末現在)



(4) 人口と世帯の将来推計

総人口については、年々増加することが推計されており、計画目標年度である平成31年では168,791人となっています。生産年齢人口（15～64歳）や高齢者人口（65歳以上）については、年々増加する傾向にあるものの、年少人口（0～14歳）は減少するものと推計されます。また、年齢3区分別人口割合を見ると、高齢化が進行するものと推計されます。

表 14 総人口の推計

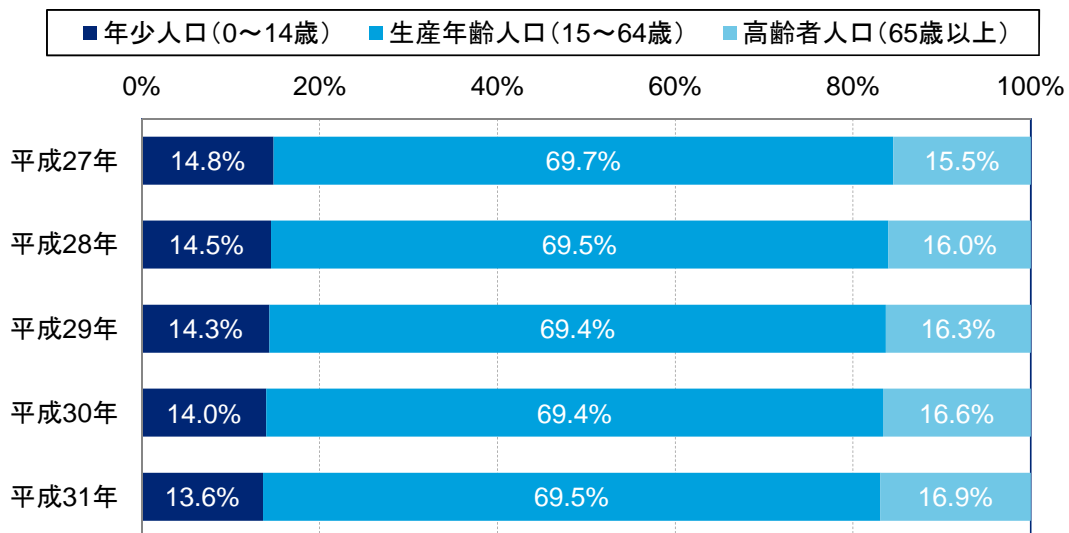
(各年3月末現在)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口(0～14歳)	24,215	23,928	23,988	23,543	22,997
生産年齢人口(15～64歳)	113,842	114,451	116,081	116,754	117,228
高齢者人口(65歳以上)	25,241	26,340	27,234	27,979	28,566
総人口	163,297	164,719	167,303	168,276	168,791

※単位：人

図表 15 年齢3区分別人口割合の推計

(各年3月末現在)

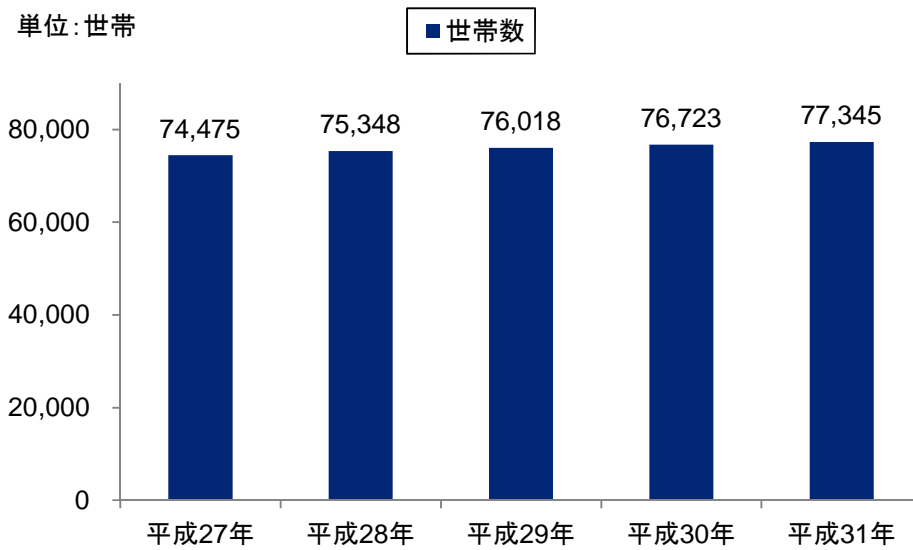


※総人口及び年齢3区分別人口割合の推計ともに、鉄鋼通り、港、千鳥の各地区は除いています。
また、端数処理の関係で各人口の合計が総人口と合わない場合があります。

世帯数については、年々増加するものと推計され、計画目標年度である平成 31 年の時点では 77,345 世帯と推計されます。

図表 16 世帯数の推計

(各年3月末現在)



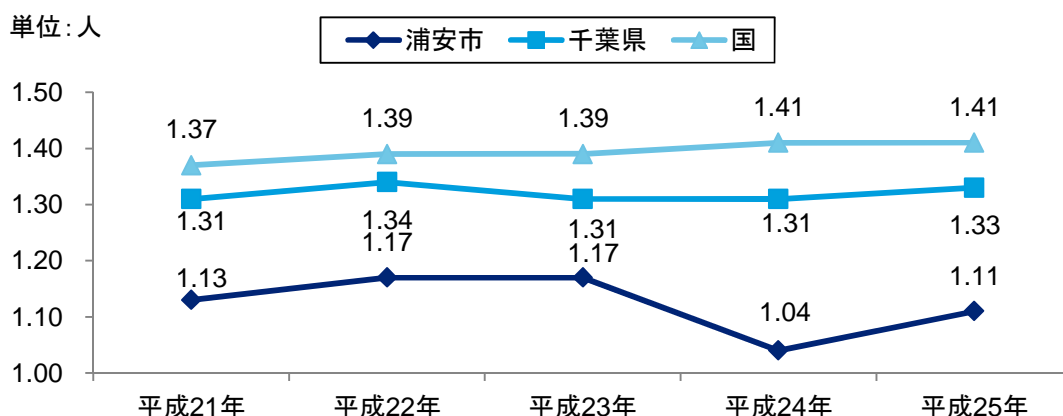
2 子どもを取り巻く状況

(1) 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率については、平成 23 年までは増加傾向にありましたが、平成 25 年には 1.11 となっており、県平均や国平均よりも下回っている状況となっています。

図表 17 合計特殊出生率の推移

(各年 1 月 1 日現在)



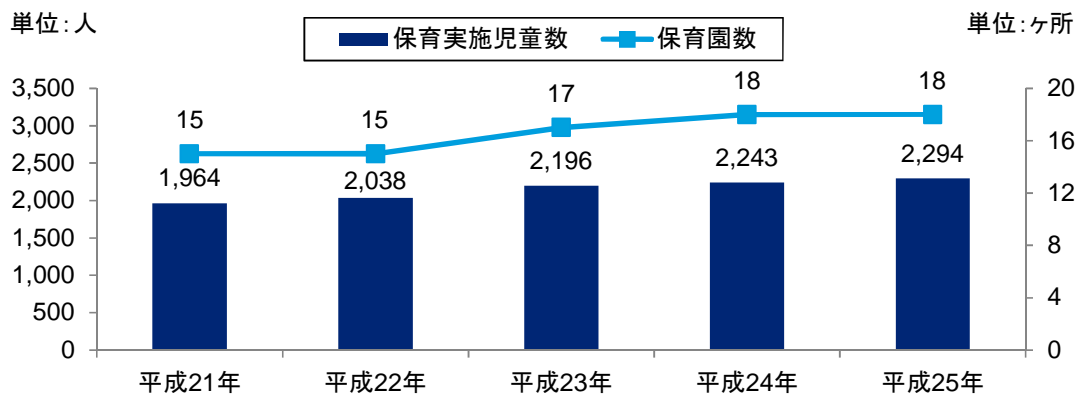
資料：千葉県

(2) 保育園の状況

保育実施児童数については、近年増加傾向が続いており、児童数の増加に伴い平成 23、24 年に保育園がそれぞれ 2、1 園増えて、現在 18 園となっています。

図表 18 保育実施児童数と保育園数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



※保育実施児童数は管外委託・受託を除く。

※合計特殊出生率：その年次の年齢別出生率において、一人の女性が生涯に産むと推計される子どもの数の近似値を示すと言われています。

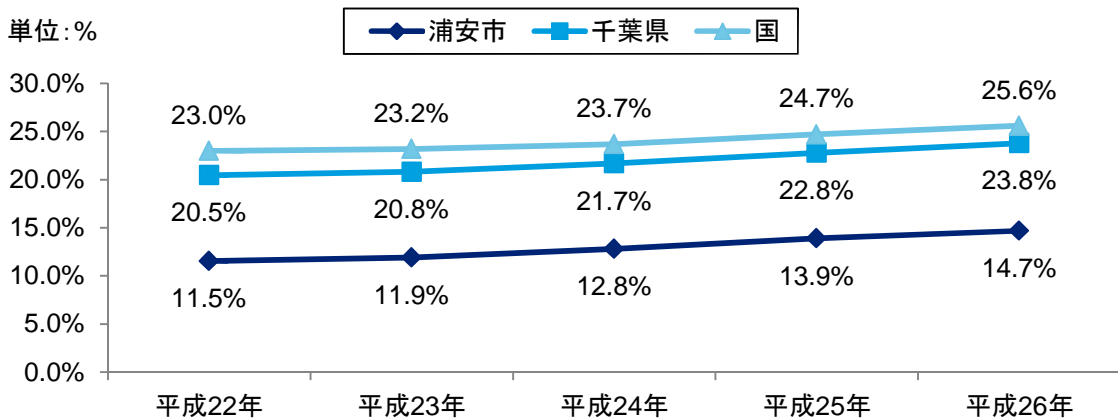
3 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢化率の状況

高齢化率については、国及び県よりも低いものの、年々増加傾向にあり、高齢化が進行しています。

図表 19 高齢化率の推移

(各年4月1日現在)



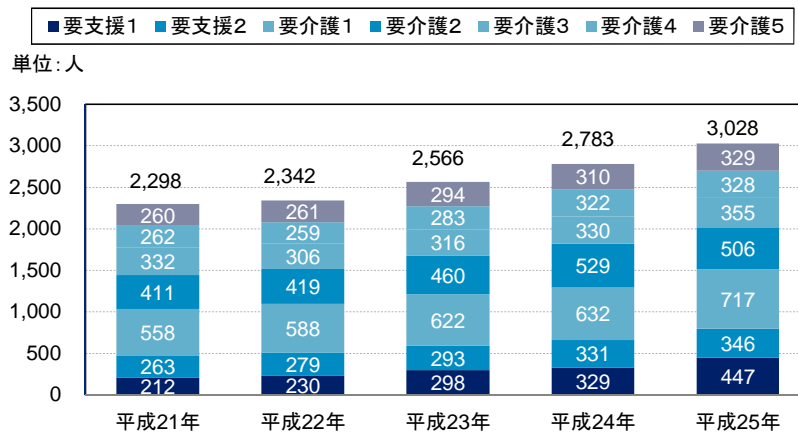
資料：千葉県

(2) 要介護認定者の状況

要介護認定者については、年々増加しており、平成25年では3,028人となっています。

図表 20 要介護認定者数の推移

(各年3月末現在)



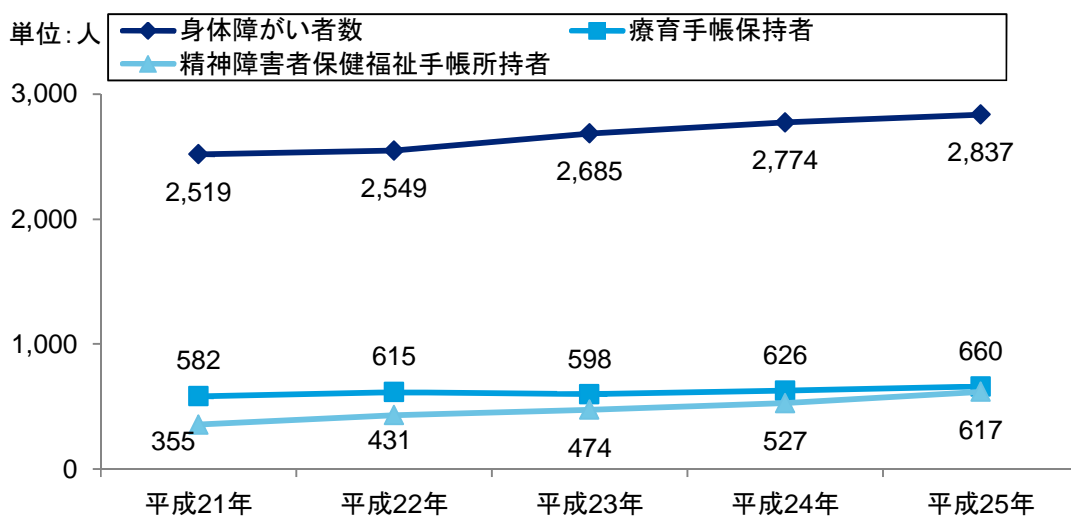
4 障がい者を取り巻く状況

(1) 各障害者手帳所持者数の状況

各障害者手帳所持者数については、療育手帳所持者数のみ平成23年度に減少していますが、その他については年々増加している状況となっています。

図表 21 各障害者手帳所持者数の推移

(各年度ごと)

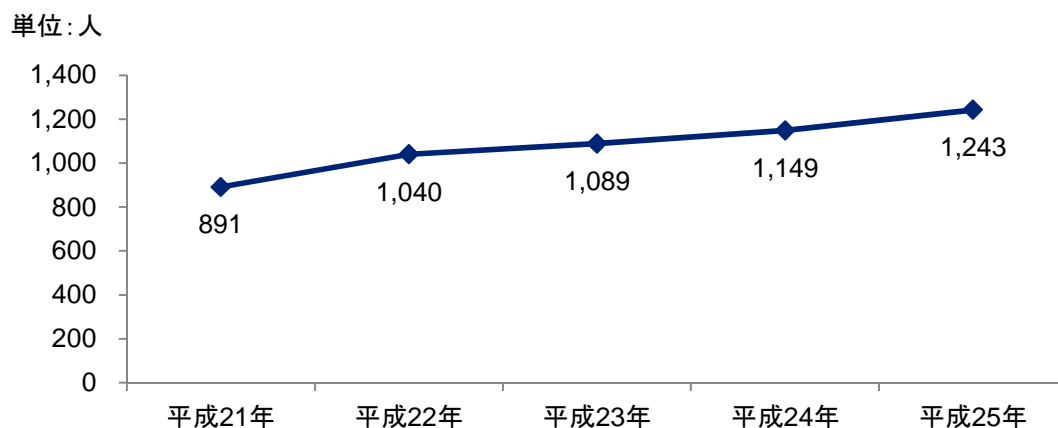


(2) 精神科通院医療費公費負担受給者数の状況

精神科通院医療費公費負担受給者数については、年々増加しており、平成25年度には1,243人となっています。

図表 22 精神科通院医療費公費負担受給者数の推移

(各年度ごと)



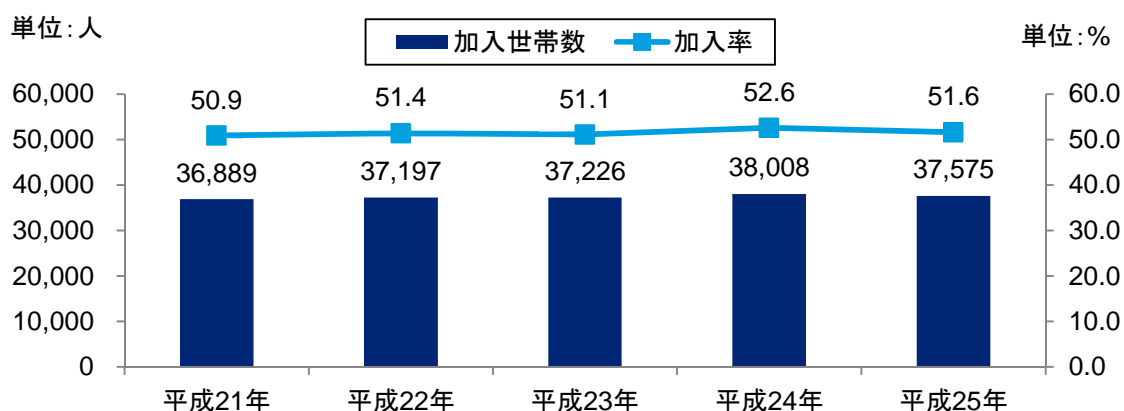
5 地域活動等の状況

(1) 自治会の状況

自治会加入世帯数については、近年の世帯数の増加に伴い、年々微増している状況となっています。ただし、自治会加入率についても、微増している状況となっております。

図表 23 自治会加入世帯及び加入率の推移

(各年7月1日現在)

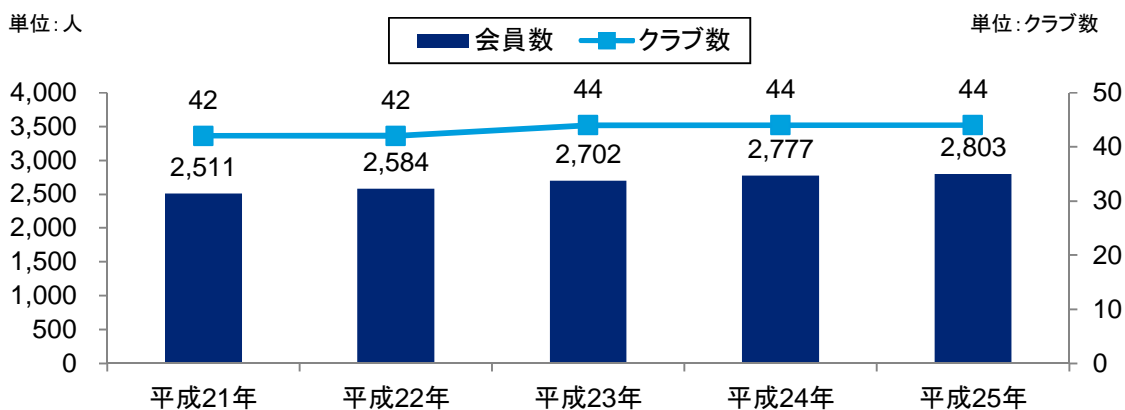


(2) 老人クラブの状況

老人クラブの会員数については、クラブ数の増加とともに年々増加している状況となっています。

図表 24 老人クラブ会員数及びクラブ数の推移

(各年4月1日現在)

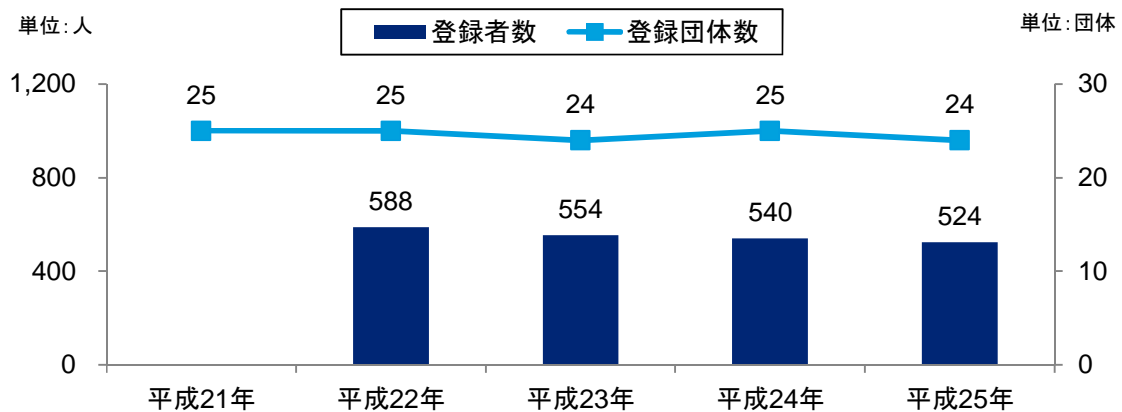


(3) ボランティアの状況

ボランティアセンターの登録者数については、平成22年以降やや減少しています。また、登録団体数については、平成21年以降ほぼ変わらない傾向となっています。

図表 25 ボランティアセンター登録者及び団体数の推移

(各年3月末現在)



※登録者数は団体及び個人を合算したものです。

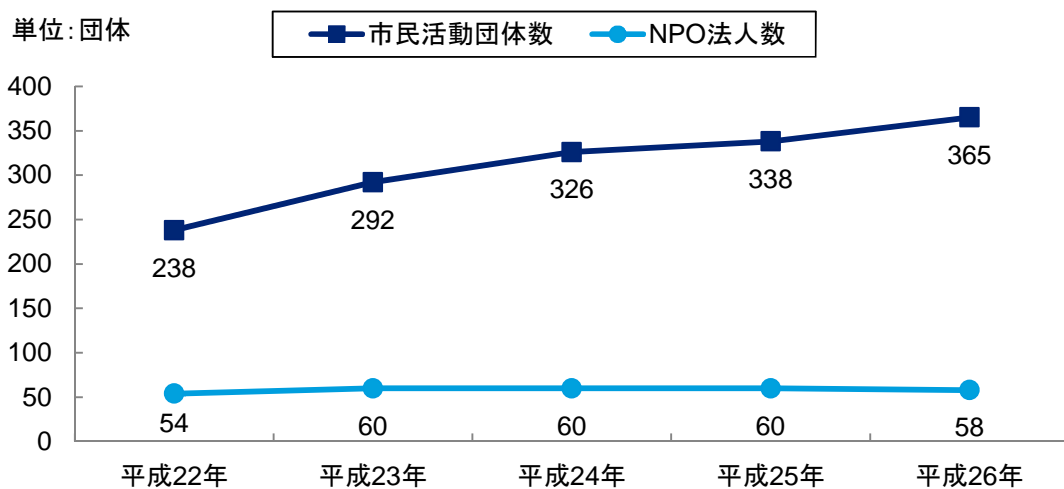
※平成21年の登録者数については数値なし。

(4) 市民活動登録団体とNPO法人の状況

市民活動センター登録団体数については、年々増加している状況となっており、NPO法人数については、横ばいとなっています。

図表 26 市民活動団体数とNPO法人数の推移

(各年3月末現在)



6 地域の状況

(1) 各地域の特徴

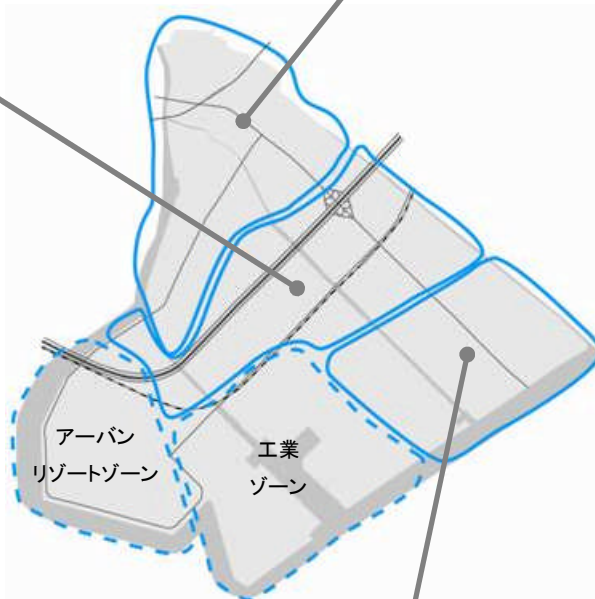
本市は、以下の元町・中町・新町の3つの日常生活圏域ごとに、以下に示す様々な特徴を持っています。

元町地域；

- ・ 営団地下鉄東西線（現、東京メトロ）の開通に伴い急速に市街化が図られ、人口が増加した旧市街地です。
- ・ 市内で最も人口が多く、高齢化も進んでいますが、3世代同居等もみられ、地元にあ着のある層が厚いといえる地域です。
- ・ 1世帯あたりの人数が少ない等の都市にみられる特徴が認められ、現在も減少が進んでいます。

中町地域；

- ・ 第一期埋立地区の住宅等開発を中心に市街化が進展した地域です。
- ・ 住宅開発による人口増加を経験しましたが、現在は成熟の時期をむかえ、字によっては市内でも突出した高齢化率の高い地区もあります。
- ・ 現在、1世帯あたりの人数は2人以上ですが、年々減少の傾向が認められます。
- ・ 高齢化率は市内で最も高く 20.3%です。



新町地域；

- ・ 高層集合住宅が多くを占め、今後も人口の増加が続くとともに、年少人口比率が他の地域に比べて際立って高い等の特徴があります。
- ・ 若い子育て世代の転入が多く、各種の公共公益施設整備が必要となっています。

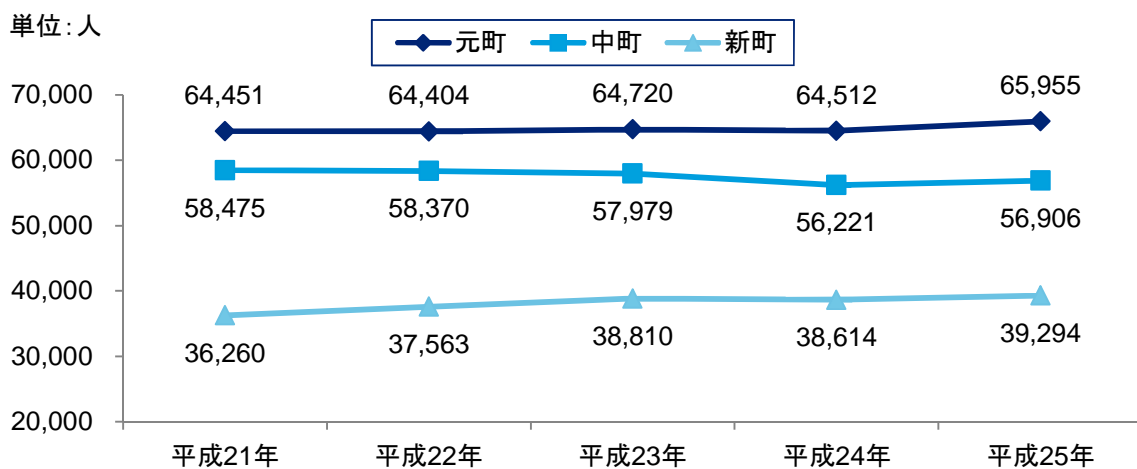
(2) 地域別の人口状況

地域別人口の推移をみると、元町地域と新町地域は人口が増加しており、特に新町地域の増加が大きくなっています。また、中町地域では、平成23年まで人口が増加していましたが、以降はやや減少傾向となっています。

地域別高齢化率の推移をみると、すべての地域で高齢化率が高くなっていますが、特に中町地域での上昇が高くなっています。

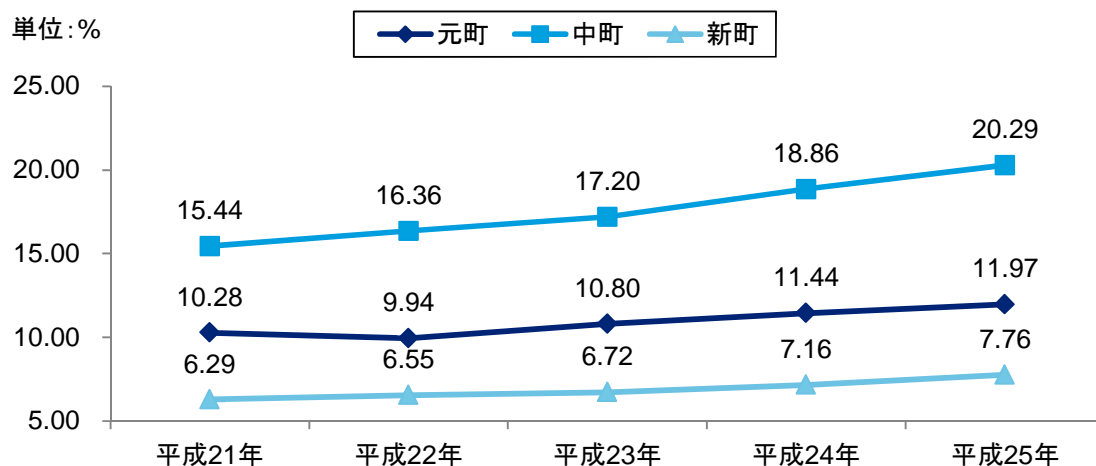
図表 27 地域別人口の推移

(各年3月末現在)



図表 28 地域別高齢化率の推移

(各年3月末現在)



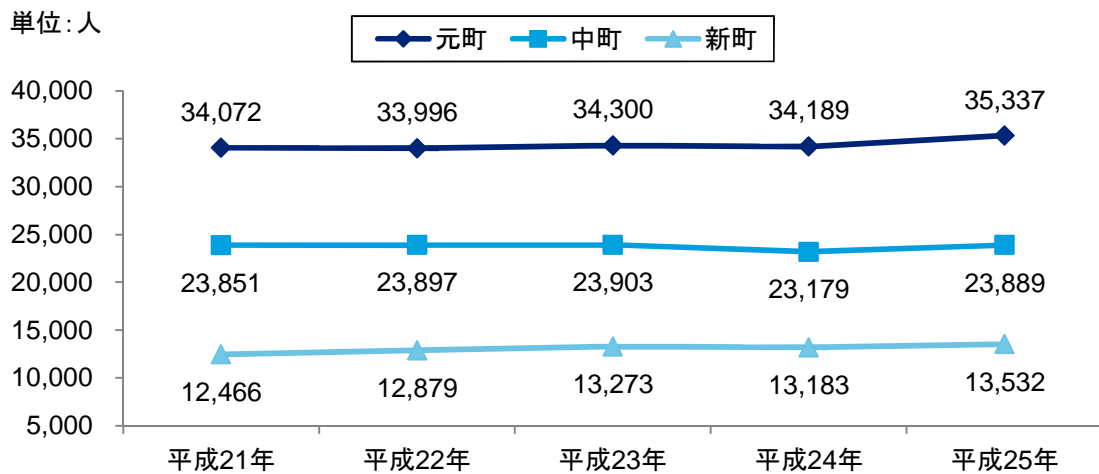
(3) 地域別の世帯状況

地域別世帯数の推移をみると、元町、新町地域では上昇傾向にあり、中町ではほぼ横ばいとなっています。

地域別に1世帯あたりの人数の推移をみると、元町地域ではほぼ横ばいとなっており、中町、新町地域は年々減少しており、核家族化が進行しています。

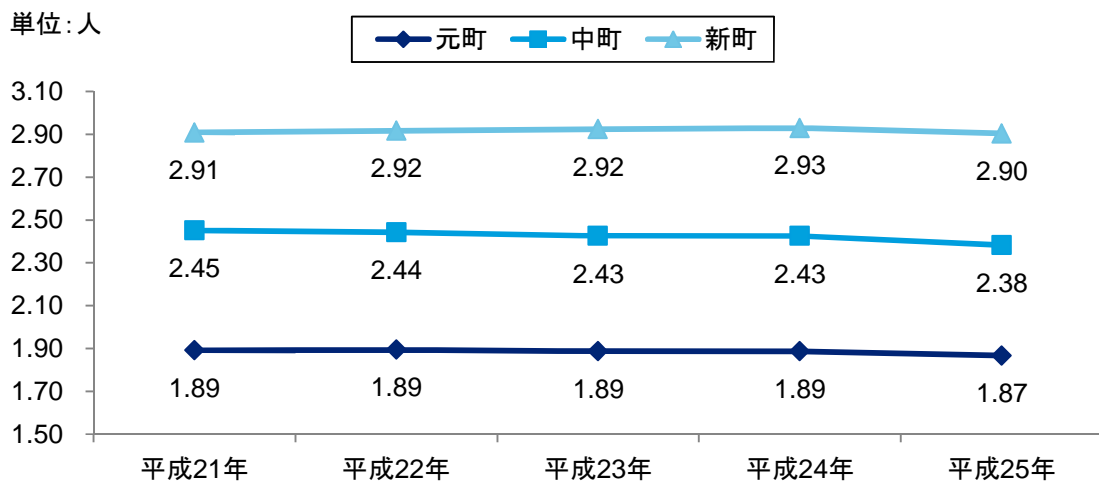
図表 29 地域別世帯数の推移

(各年3月末現在)



図表 30 地域別1世帯あたりの人数の推移

(各年3月末現在)



7 アンケートから見える地域福祉の状況

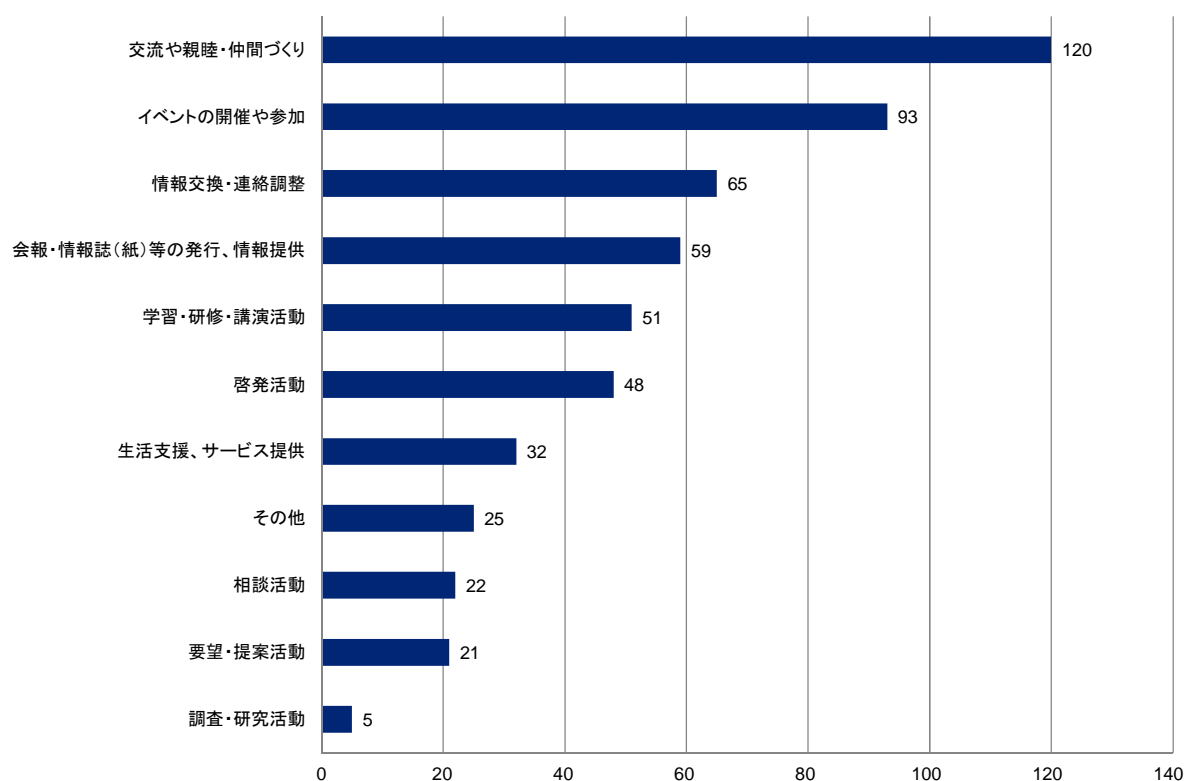
本計画の策定に向け、市内の福祉関連団体、自治会等の地域活動の状況等について把握するため、アンケート調査（平成26年8月調査）を実施しました。調査結果から見える主な現状等は次のとおりです。

（1）各団体の活動内容について

各団体の活動内容については、「交流や親睦・仲間づくり」と回答した団体が全体で151団体中120団体あり、約8割の団体の活動内容として「交流や親睦・仲間づくり」含まれていました。次いで「イベントの開催や参加」と回答した団体が93団体と多く、全団体の約6割を占めています。

図表 31 活動内容について

(n=151,複数回答可)



※nとは、アンケート回答団体数

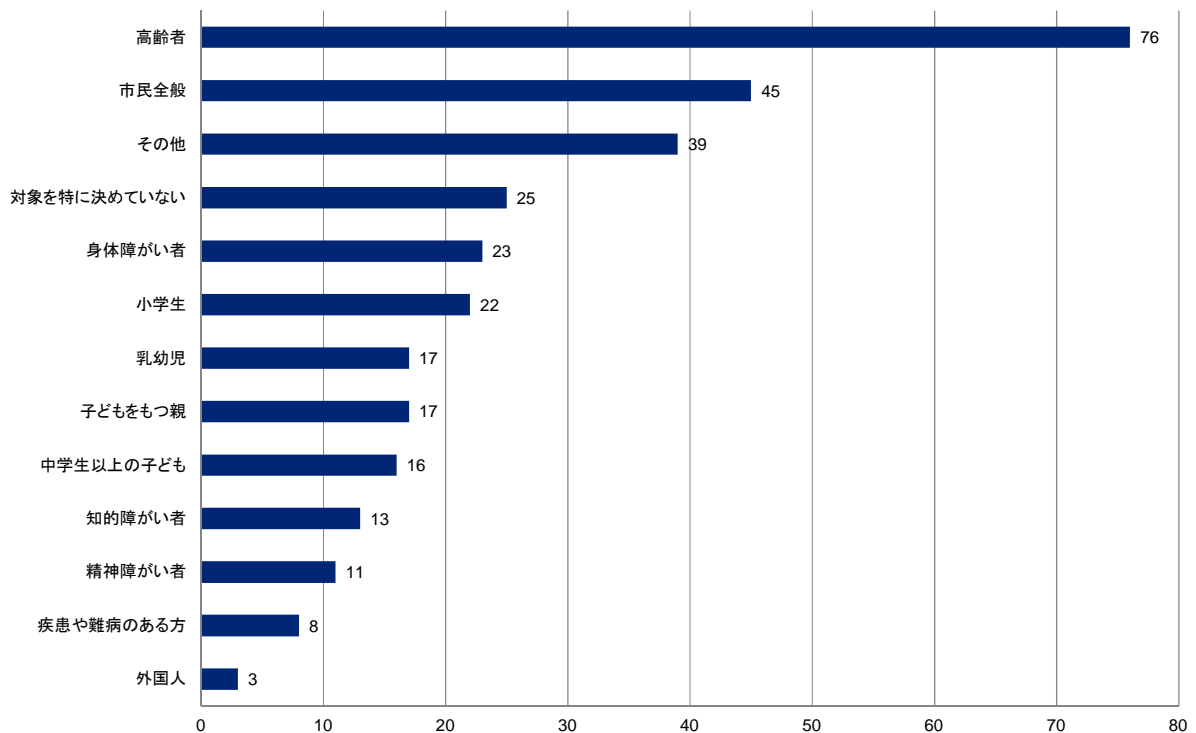
(2) 各団体の活動対象について

各団体の活動対象については、「高齢者」と回答した団体が151団体中76団体あり、約5割の団体の活動対象として「高齢者」が含まれていました。「市民全般」が次いで回答数が多く、45団体の回答がありました。

3番目に多い「その他」の回答としては、主にマンション単体自治会の「マンションの住民」という活動対象が多くみられました。

図表 32 活動対象について

(n=151,複数回答可)



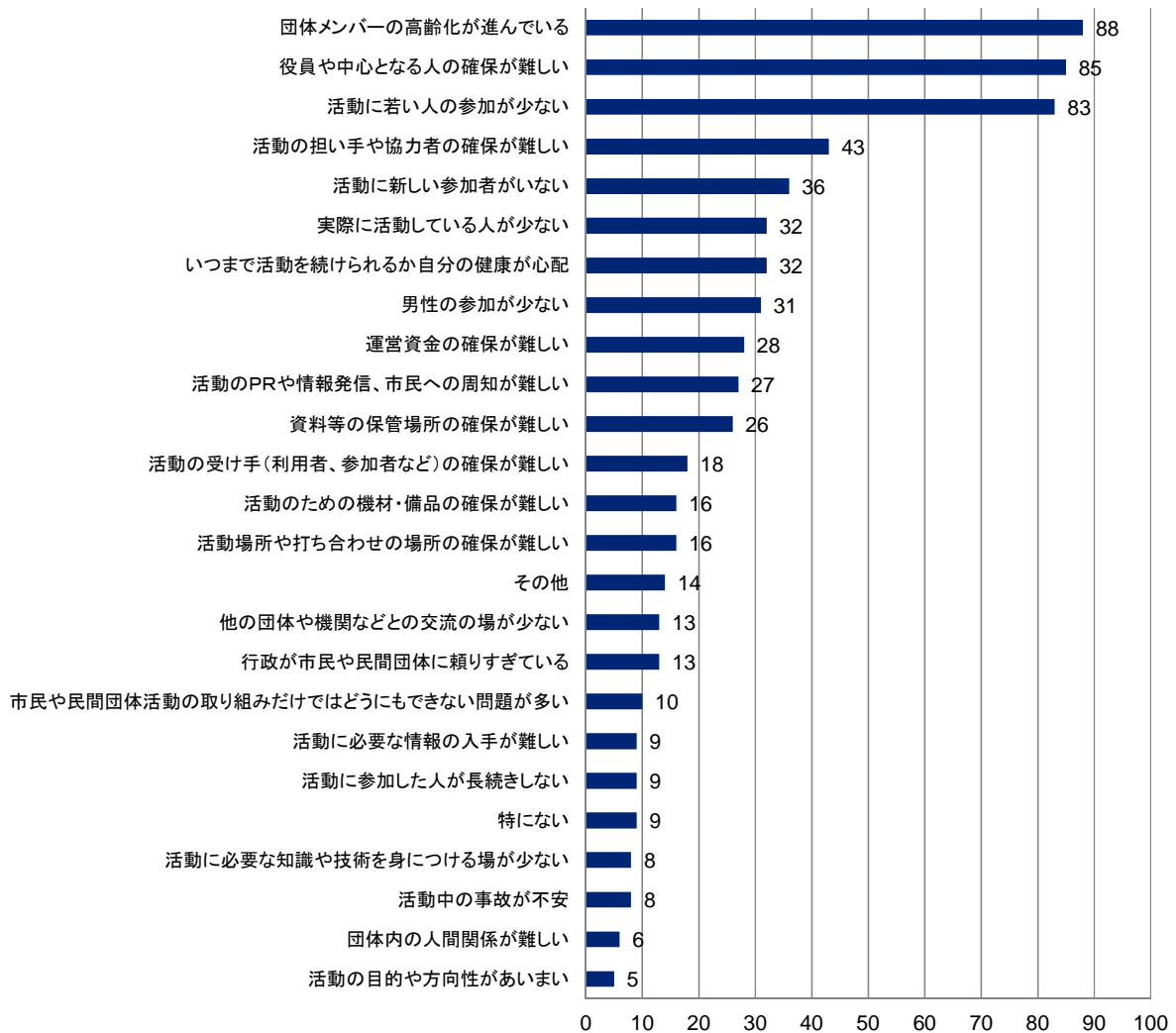
※nとは、アンケート回答団体数

(3) 各団体の課題について

各団体の課題については、「団体メンバーの高齢化が進んでいる」、「役員や中心となる人の確保が難しい」、「活動に若い人の参加が少ない」の3つの課題を保有している団体がいずれも5割を越えています。

図表 33 団体の課題について

(n=151,複数回答可)



※nとは、アンケート回答団体数

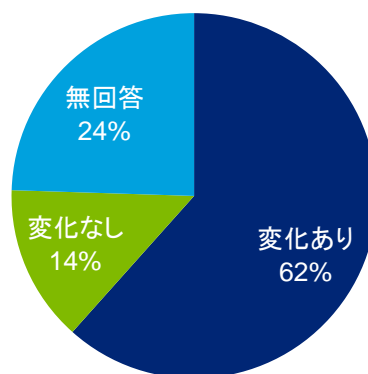
(4) 東日本大震災後の変化について

アンケートを実施するにあたって、前計画改定後から本計画策定までの間に発生した東日本大震災の影響についても調査を実施しました。

震災後の変化については、6割を超える団体が「変化あり」と回答しており、回答があった団体のうち8割を超える団体が「変化あり」と回答しました。

図表 34 震災後の変化について

(n=151,複数回答可)



※nとは、アンケート回答団体数

■震災後の変化の回答内容(一部抜粋)

- ・防災訓練を年1回行っている。防災マニュアルを作成した。(自助・共助)プロジェクトチーム(震災対策)を立ち上げた。
- ・防災訓練を定期的に行うようになった。
- ・防災備品の定期点検を行うようになった。
- ・震災がきっかけで現在の組織ができた。
- ・災害時の運営マニュアルの見直しをした。今後も細部の見直し(防災備品)を検討している。
- ・自治会を含め自助協力体制を再確認した。自治会と連携するようになった。
- ・災害時を想定して都内から歩いて当団地まで帰るウォークラリーを実施した。
- ・液状化対策事業の参加ブロックでは何回も住民・同志の打ち合わせが行われた。防災についてさらに充実するべきとの声が大きくなった。
- ・液状化対策に関し近隣の人々との意見交換をすることにより、親睦がはかられた。
- ・家の中の最低限生存用の備蓄の実行、水(飲用)、食料等の備蓄、トイレの利用時の注意点を確認した。
- ・関係を深くしようという動きが見られた。
- ・緊急時の高齢者世帯の対応等、話し合うようになった。
- ・緊急連絡携帯カード、SOSハンカチ等の配布を行った。
- ・お互いに困ったことがあればすぐに助け合えるようにしたいと思い、少し密な関係になってきたように思う。

第3章 施策の方向性

1 将来都市像

生き生きと暮らせる 心のかよう健康福祉都市

本計画がめざす将来都市像「生き生きと暮らせる 心のかよう健康福祉都市」は、浦安市総合計画の浦安市基本構想に掲げる都市像を継承するものです。

2 基本理念と基本方針

基本理念

だれもが、ありのままに、その人らしく、地域で暮らし続けることができる福祉文化あふれるまちの実現

基本方針1 すこやかに子どもたちが育つまちをめざして

- ・子育てと子どもたちの成長を支援する環境づくりに取り組みます

基本方針2 生き生きと健康で暮らせるまちをめざして

- ・すべての市民がすこやかに暮らすための環境づくりに取り組みます

基本方針3 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして

- ・生きがいと喜びに満ち、自己実現ができる仕組みづくりに取り組みます

基本方針4 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

- ・住みなれた地域で暮らし続けられる仕組みづくりに取り組みます

基本方針5 安心して住み続けることができるまちをめざして

- ・安全、安心に暮らせる環境とまちづくりに取り組みます

前章で整理した地域課題を解決し、将来都市像を実現するため、上記の基本理念・基本方針に基づき本市における地域福祉の推進に取り組みます。なお、基本理念については、前計画で掲げていた基本理念を継承するものです。

また、基本方針1～5は、前計画の基本方針を継承するものです。

3 施策の体系

健康や福祉に関する施策と本計画との関係を体系的に示します。各施策の実施にあたっては、本計画に基づき、市民や地域等による主体的な取り組み、協働による取り組みが必要です。

○将来都市像

生き生きと暮らせる 心のかよう健康福祉都市

○基本理念

だれもが、ありのままに、その人らしく、地域で暮らし続けることができる福祉文化あふれるまちの実現

地域福祉を推進するための取り組み

重点施策の推進

1. 地域全体で福祉サービスを提供できる体制づくり
2. 高齢者・障がいのある人の地域での活躍の場づくり
3. 妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援体制づくり
4. 健康寿命延伸のための自主的な健康づくり
5. 生活保護を受けていない経済的に困窮している方へ自立支援
6. 災害時要援護者を支援するための総合的な仕組みづくり

○基本方針

1 すこやかに子どもたちが育つまちをめざして

○施策の方向

1. 安心して産み育てられる環境づくりの推進
2. 地域ぐるみでの子育て支援の展開
3. すべての子どもたちのすこやかな成長の支援
4. 豊かな心を育むための支援の展開

2 生き生きと健康で暮らせるまちをめざして

1. 市民一人ひとりの健康づくりの推進
2. 介護予防の推進
3. 生涯を通じた健康づくりを支援する環境の整備

3 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして

1. 市民一人ひとりの自己実現の支援
2. 市民による支え合い活動の活性化
3. 地域福祉を推進する人と体制づくり

4 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

1. 総合的な相談・情報提供体制の充実
2. 地域での生活を支援するサービスの展開
3. 権利擁護の推進

5 安心して住み続けることができるまちをめざして

1. 安心・安全な暮らしづくり
2. 「まち・ひと・こころ」のバリアフリーの推進

4 計画の公表・評価・見直し

(1) 計画の公表

地域福祉を推進する上で、計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、市民、自治会、ボランティア、市民活動団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政等の計画に関係するすべての人や団体が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市や社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を通じて、広く市民周知を図る他、本計画書を図書館や公共施設等に常時設置し、市民が直接手に取れるようにします。また、概要をまとめたダイジェスト版やリーフレット等を作成し各種イベントや事業の際に配布するよう努めます。

また、市民の役割としては地域や福祉に対する関心を持ち、地域の中で様々な活動に積極的・主体的に参加することが期待されています。そのため、市民一人ひとりが地域福祉の考え方や計画の内容等を把握・理解し、地域福祉活動に参加するきっかけとなるような場づくりや情報提供について検討します。

(2) 計画の評価

本計画は、行政と社会福祉協議会が一体となって取り組むとともに、市民、自治会、ボランティア、市民活動団体、福祉サービス事業者等とも連携し着実に進めていきます。

特に地域の特色を考慮した状況の把握を必要とする項目については、関連団体や市民の積極的な参画を得て、例えば支部社協等を単位とした地域ごとにそれぞれ点検・評価を行う方法等について検討します。

計画の点検・評価については、PDCA サイクル（計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れ）を活用します。PDCA サイクルの活用により、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かすことが可能となります。

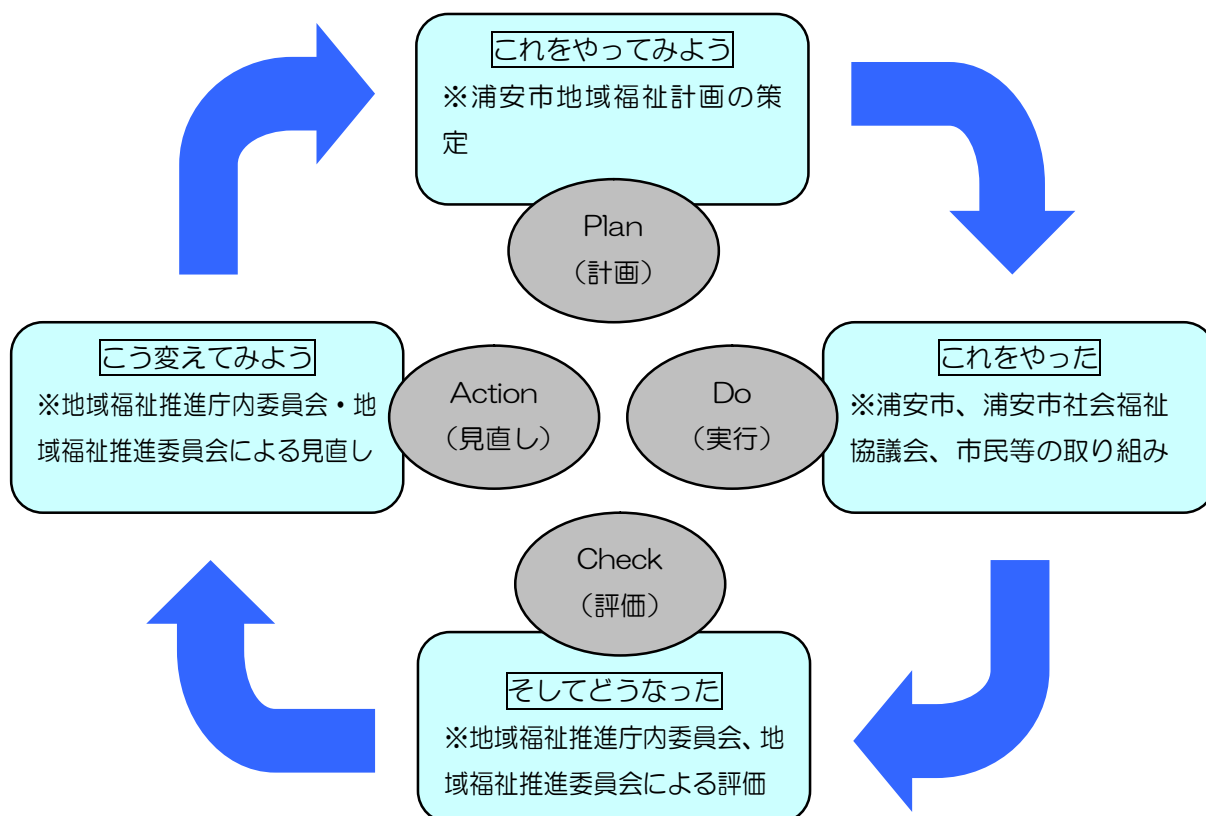
(3) 計画の見直し

本計画の見直しは、時間とともに変化する街や社会状況を踏まえ、本市にとって最適な計画を策定するために必要な取り組みです。本計画の策定段階では予想できなかったこと、うまくいかなかったことの反省、新たな協働を盛り込んだ活動等、随時取り込むことにより、より良い計画にしていくことができます。

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間ですが、社会情勢の変化をとらえやすくするため、また、計画の進捗度について評価を受けるために、PDCA サイクルに基づき計画実行 3 年目の平成 29 年度に計画の見直しを行うほか、より積極的な協働を推進するため、必要に応じて検討をしていきます。

なお、見直した内容については、評価と併せてホームページ等を使用して市民に広く公開していきます。

■PDCAサイクルの流れ



5 関係団体調査から読み取れる浦安市の主な地域課題

(1) 市民の福祉活動に対する意識にばらつきがある。

少子高齢化や核家族化、人々の価値観やライフスタイルの変化等により、地域社会での交流が減ってきており、人と人との心のふれあいを通じた思いやりやいたわりといったお互いを思いあう心を育む機会が少なくなっています。

今後はさらに、地域での様々な交流を促進するとともに、学校教育や生涯学習の場等での福祉教育の充実を通じて、福祉意識の醸成を図ることが必要となっています。

地域福祉を推進していくためには、地域に住むだれもが地域福祉の担い手としての意識と役割を持つことが重要となります。

今後はさらに、一人ひとりが地域福祉の当事者であるという意識を高め、気軽に地域活動やボランティア活動等に参加できる体制づくりを進める等、市民の活動に対する意識の向上を促進していく必要があります。

(2) 関連団体間の連携が少なく、相乗効果が得られていない。

厚生労働省では、平成37年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

本市においても地域包括支援センターの増設を行い、地域における包括的な支援をめざして、関連団体間の連携をより円滑にしていく必要があります。

アンケート調査結果では、団体の抱えている課題として「団体メンバーの高齢化が進んでいる」、「役員や中心となる人の確保が難しい」、「活動に若い人の参加が少ない」の3つが多いという結果となっています。

これらの課題の解決には関連団体の連携が重要となります。高齢者を対象とした関連団体間での連携はもとより、子ども、障がい者を対象とした関連団体との連携を促進することで、サービスの充実だけでなく、安定した団体運営にも繋がります。

地域全体での包括的な支援を実現するためには、サービスの提供対象に関わらず、地域一帯での福祉サービスの安定的な提供が必要となります。

(3) 福祉サービスの需要と供給のバランスが保てていない。

【需要】：ニーズの多様化に対応するサービスがない。

【供給】：細分化したサービスの提供ができていない。

地域における円滑な福祉サービス提供には、適切な場所に、適切なサービスを、適切な量を提供することが必要です。

アンケート調査結果では団体の活動対象として「高齢者」と回答した団体が、151団体中 76 団体あり、高齢者に関する様々なサービスを実施している団体が多いことがわかります。一方で、高齢者以外の子どもや障がい者を対象とした団体は比較的少ない傾向にあります。また、障がいに関連するサービスについては、身体、知的、精神だけではなく様々な症状に合わせたサービスの提供が、必要になります。

また、地域別にみると、新町地域では転入による人口や世帯数が急増しており、年少人口比率も高い割合となっています。また、中町地域では高齢化率が顕著に高くなっており、元町地域では世帯数は多いものの、1世帯あたりの人数は相対的に少なくなっています。このように、地域によって年齢構成や家族形態等に大きな違いが見られており、それぞれの地域が抱える課題についても大きく異なっています。

今後は、様々なニーズに対応するサービスを適切な地域に適切な量を配分するための体制構築が必要となります。

(4) 生活保護を受けていなく、経済的に困窮している方々への自立支援体制が十分に整備されていない。

「生活保護を受けていなく、経済的に困窮している方々」の多くは、実際には複合的な課題を抱えており、経済的困窮の背景として社会的孤立や孤独、社会からの排除が重なるケースも多いと考えられます。このような状況下では経済的困窮という表面上の課題のみに対応しても本質的な解決にならないことも多く、社会的に孤立したままでは経済的自立の継続も難しいと考えられます。

今後、本市においても、関係機関との「緊密な連携」を図りつつ、経済的に困窮している方々に対して支援を行っていく責務があります。加えて、行政だけに限らず、地域の多くの機関・組織・団体との連携によって、地域の支援を一体的に提供することで解決していくことが必要です。

(5) 災害発生時の地域の助け合い体制が十分に整備されていない。

火災や地震等の災害時において、高齢者や障がい者等の要援護者を救援するためには、地域による主体的な支援体制が不可欠となっています。

特に浦安市は東日本大震災での被災地域に該当し、アンケート調査結果においても、震災後の団体活動内容や在り方の変化についての質問において、全体の6割を超える団体が「変化あり」と回答しており、回答があった団体のうち8割を超える団体が「変化あり」と回答しています。多くの団体で災害時マニュアルの作成等を行ったという回答がある一方で、団体ごとに個別に運用している状況も見受けられます。今後は、防災マニュアルの整備、防災訓練の実施等、地域で一体的に助け合い体制を構築していくことが必要となります。

また、児童の登下校時の犯罪被害や高齢者の悪質商法被害等、市民が犯罪に巻き込まれる恐れのある事件も多発しており、地域ぐるみで自分たちの安全を守る意識を醸成し、地域住民が協力して取り組む必要性が高まっています。

6 施策の見える化による評価

本計画の策定に際して、前計画に掲げられている各施策の見える化を実施しました。各施策に対して「計画の複雑性」、「評価の必要性」の2つの軸に対して確認を行い、見える化を実施しました。以下に2つの軸について詳細を示します。

■計画の複雑性について

社会福祉法第107条に掲げられている下記の3点の事項に関して、合致する事項の数を施策ごとに確認しました。図表では見える化に際して位置の調整を行っていますが、実際には3段階で整理しています。

図表の上に位置する施策ほど、市町村地域福祉計画に盛り込む事項に対して広い範囲を対象とした施策ということになります。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■評価の必要性について

各施策の前計画策定段階での進捗を3段階（Plan（目標設定）-Do（計画実施）-See（成果確認））で確認しました。図表では見える化に際して位置の調整を行っていますが、実際には3段階に整理しています。

図表の右に位置する施策ほど、前計画策定段階での評価が進んでいる施策ということになります。

図表に示したとおり、非常に多くの地域福祉計画に関する施策があることが、本市における大きな特徴となります。また、「基本方針1 すこやかに子どもたちが育つまちをめざして」に関する施策の計画の複雑性が高く、さらに評価が進んでいる傾向が見られることがわかりました。子育てに関する施策に本市が特に力を入れてきた背景からくる結果であることが予測されます。

これらの特徴を踏まえ、選択と集中の基本コンセプトのもと、本市らしい計画策定に努めます。

図表 35 施策の分布図



【凡例】

- すこやかに子どもたちが育つまちをめざして
- 生き生きと健康で暮らせるまちをめざして

- ★生きがいとふれあいがあるまちをめざして
- ▲いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして
- ◆安心して住み続けることができるまちをめざして

評価の必要性

7 課題と評価から見える今後の対応方針

各施策を掲げている本市の関連課にヒアリングを行い、今後の対応方針や重点課題について確認・共有を行いました。

実際に様々な支援を実行している各課では、加速する高齢化への対応や、子育て支援や市民協働・地域互助活動等の本市特有と考えられる課題に対する対応の重要性についての意見が出ました。

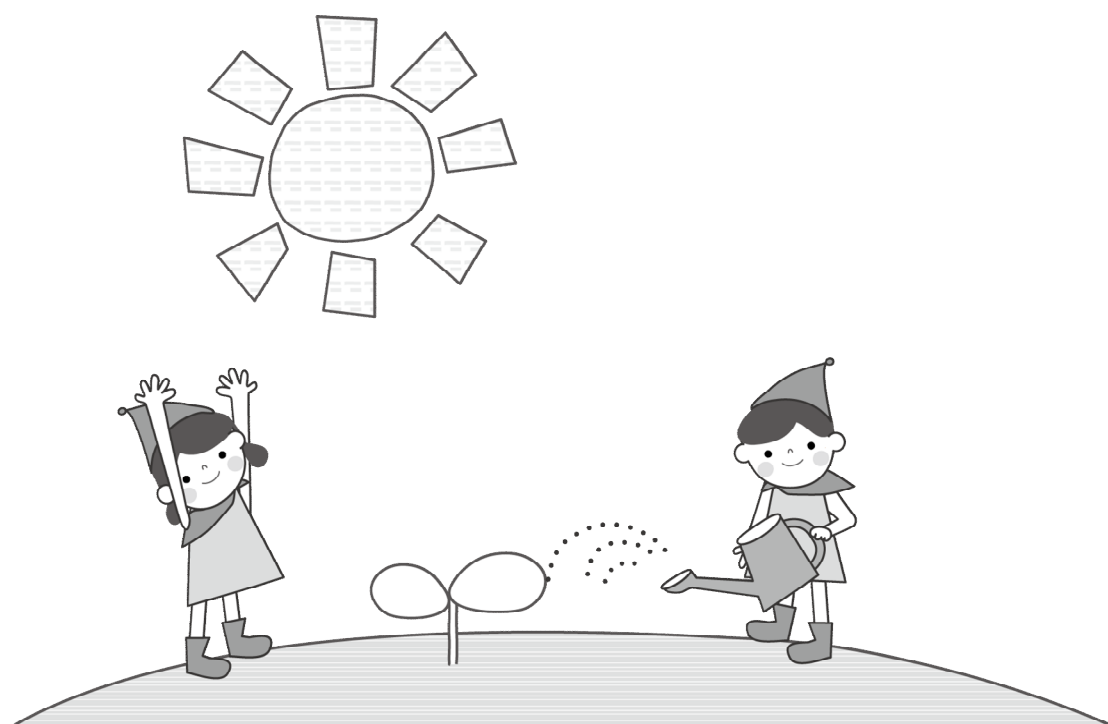
今後の対応方針については以下に記し、具体的な内容については「第5章地域福祉を推進するための取り組み」に記載します。第5章では施策ごとに以下の事業領域を担当領域として、表現しています。

また、さらに具体的な実施方法については各部門計画にて記載されています。

図表 36 各事業の今後の対応方針

事業領域	今後の対応方針
地域福祉 (社会福祉課・介護保険課・高齢者支援課・障がい福祉課・障がい事業課等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本計画及び各部門計画策定の背景と目的の明確化 2. 計画の性格と位置づけの周知・浦安市における施策のあり方と方向性 3. 浦安市社会福祉協議会活動計画との連動性 4. 生活困窮者支援・災害時要援護者対策
高齢者支援 (高齢者支援課・介護保険課等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 単身世帯支援・認知症対策・見守り活動 2. 介護予防・生きがいづくりの促進 3. 専門施設整備
介護保険 (介護保険課等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括支援センターの機能強化・増設 2. 医療と介護の連携 3. 介護予防給付の見直し
健康増進 (健康増進課等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯「健幸」のまちづくり（スマートウェルネスシティ） 2. 市民・関係団体と協働の健康づくり 3. 母子保健と子育て支援のコラボレーション
障がい者支援 (障がい福祉課・障がい事業課等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自己決定を尊重したサービスの提供 2. ライフステージを通じた支援の推進 3. 就労の促進 4. 安心安全に暮らせるまちづくりの推進 5. 差別の解消と合理的配慮の推進
こども・子育て家庭支援 (こども家庭課・教育委員会等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安心して産み育てられる環境づくり 2. 幼児期の教育・保育の充実 3. 世代を担う子どもたちの教育、育成支援の充実 4. すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援の充実 5. 地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進

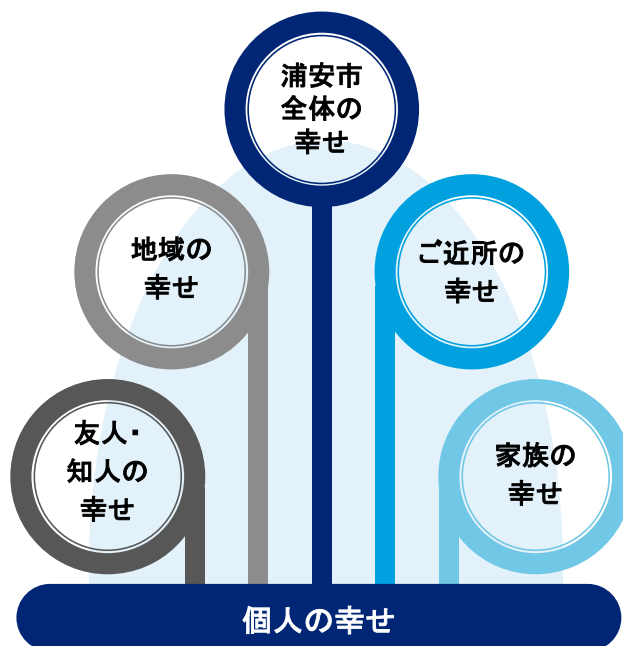
事業領域	今後の対応方針
市民・地域協働 (協働推進課・地域ネットワーク課等)	1. 協働推進のための体制づくり 2. 市民・関係団体との協働によるソーシャルキャピタルの醸成
防災・安全 (防災課・防犯課等)	1. 安心・安全・人にやさしい快適なまちづくり(防災意識の高いまち) 2. 災害時要援護者支援



8 地域の幸せの考え方

地域福祉を推進していく上で、地域全体の幸せを考えた時に各個人の幸せが根幹にあることが大前提としてあります。個人の幸せがあるからこそ、家族、友人・知人の幸せを考えることができ、さらにはご近所、地域での幸せを考えることができるようになります。また、地域全体の幸せを実現することで、さらに各個人の幸せに還元できるような好循環モデルを形成していくことが重要となります。

図表 37 地域における幸せ



9 幸せになるためのそれぞれの役割や取り組み

(1) 市民

- 市民は、地域活動への参画や地域住民相互の助け合いや支え合いの主体であり、地域福祉を推進するために重要となる地域コミュニティを構築する主役です。市民一人ひとりが、地域福祉活動の担い手として、福祉に対する意識や認識を深め、地域行事（祭りや運動会等）や身近な地域での福祉活動に積極的に参加したり、日頃からの声かけやあいさつ、見守り等、日常的な隣近所との交流を心がける等、地域コミュニティの構築が必要です。
- 生活圏における地域課題や、個人・家庭だけでは解決が難しい生活課題については、地域における助け合いや地域ネットワーク、地域コミュニティを活用し、連携・協力しながら解決を図る必要があります。

(2) 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、地域の人々からの相談業務のほか、様々な支援を行う等、人々が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する役割を果たしており、今後も、相談・支援活動等を通し、地域福祉の推進役としての役割が期待されます。
- 民生委員・児童委員には、福祉サービス利用制度の対象とならない人や利用しようとしていない人への対応、虐待や暴力、ホームレス問題等への対応をはじめ、公的な制度では解決できない不安や孤独、孤立、引きこもり等心の問題を抱えている人の発見、それらの人々に対する相談・支援について、地域において中心的な役割を果たすことが期待されます。

(3) 自治会、婦人の会、老人クラブ等

- 自治会、婦人の会、老人クラブ等は、地域活動を行う上で、市民にとって最も身近な団体・組織です。地域における共通課題を発見・共有し、行政等と連携してそれらの課題の解決を図る必要があります。
- 地域における見守り活動等を通して、要支援者の情報や地域における潜在的な支援ニーズ、地域課題を把握し、支援機関や相談機関、行政等と連携し、必要な支援等に結びつけます。
- 新町地域等の大規模マンションの多い地域では、マンションごとに自治会があり、核家族化が進行している環境下でのマンション内外での新しい形のコミュニティの構築が期待されます。

(4) ボランティア活動団体、市民活動団体

○自主的・自発的に活動を行う市民の集まりであるボランティア活動団体や市民活動団体には、各種団体や行政等と連携し、地域福祉の推進のための活動の充実が期待されます。

(5) 福祉事業者

○福祉事業者には、専門的機能や技能を生かし、市民活動団体や関係機関、行政等と連携し、市民の健康保持や地域福祉の推進のための福祉サービスの提供が期待されます。

(6) 医療事業者

○医療事業者には、地域に密着した医療サービス機関（かかりつけ医・歯科医・薬局）として、市民の健康保持のための医療サービスの提供が期待されます。
○医療事業者には、専門的機能や技能を生かし、市民活動団体や関係機関、行政等と連携し、市民の健康保持や地域福祉の推進のための医療サービスの提供が期待されます。

(7) 商店・事業所

○商店や事業所は、「防犯かけこみ 110 番の店」として多くの事業者が参加しており、地域の避難、見守りの場となっています。また、共同募金等への寄附や環境美化活動、各種イベント等の実施による社会貢献活動も行われており、今後も地域福祉活動への活発な参加が期待されます。

(8) 企業

○本市には規模の大きな企業の寮等が多く、また地元企業においても CSR 活動を通して、地域福祉活動への活発な参加が期待されます。
○定年退職者の地域活動への参加協力も今後期待されます。

(9) 社会福祉協議会

○社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を進めることを使命とし、市民が抱えている様々な問題や地域課題について、協力して解決を図り、心ふれあう「福祉のまちづくり」を進めることを目的とした組織です。本計画に基づく地域福祉の推進役を担うとともに、市民や市民活動団体、行政等との調整役となり、地域ぐるみの活動を推進する役割が期待されます。
○福祉のコミュニティづくりや支え合いのネットワークづくりに関する市民や自治会、その他団体等との連携役としての役割が期待されます。
○社会福祉協議会では、本計画の実行にあたる地域福祉活動計画を策定しており、実際の地域福祉の担い手としての役割が期待されます。

(10) 支部社会福祉協議会（支部社協）

○支部社協は、市民相互が互いに助け合い、支え合いながら、あたたかいまちづくりを推進する役割を担っており、地域福祉の推進のため、地域における活動のより一層の充実が期待されます。

○支部社会福祉協議会（支部社協）では、地域の実情に応じて、高齢者等を対象としたサロンや子育てサロンを実施しており、地域コミュニティ構築の橋渡しとしての役割が期待されます。

(11) 行政

行政は、市民や地域活動団体、関係団体等の自主的な活動を促し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担います。また、地域活動団体の活動の実態等を把握し、団体間の交流や連携、協力を促します。さらに、市民の福祉活動への参加意欲の醸成に努めるとともに、各主体の活動に対する支援や協働による取り組みを行う等、地域福祉のより一層の推進に取り組みます。

主な取り組み内容は次のとおりです。

○わかりやすい福祉サービス等の情報提供の促進

- ・福祉サービス利用者が適正なサービスを利用できるよう、福祉サービス提供事業者の情報、サービス内容の把握と情報提供に取り組みます。
- ・必要な情報を得にくい福祉サービス利用者が情報を得やすくなるよう、情報提供方法について検討を行い、有効で効率的な方法の構築に取り組みます。
- ・福祉サービス提供事業者が自主的に適切な情報提供に取り組むよう働きかけます。

○福祉サービス利用者の権利擁護の充実

- ・成年後見制度や社会福祉協議会が行っている法人後見制度、市長による後見開始申し立て制度等の権利擁護事業について、適切な情報提供や制度の普及に取り組みます。

○地域福祉を推進する人材の確保と体制の充実

- ・地域福祉活動に取り組む人材の育成、確保のための施策に取り組みます。
- ・良質な福祉サービスを提供する事業者の育成と新たに本市に参入を促進するための施策に取り組みます。
- ・保健、福祉、医療機関相互の連携強化及び市民、関係機関・団体等、市との協働・連携強化を図ります。

○ボランティア活動の活性化

- ・地域福祉の担い手であるボランティア活動の活性化のため、社会福祉協議会を通じて引き続き活動の支援を行います。
- ・ボランティア活動団体等市民の自主的・自発的活動が基となる市民活動団体の主体的な取り組みを促進します。

○サービス提供者の資質の向上

- ・福祉サービス利用者に対し適正なサービスが提供できるよう、福祉関係職員をはじめ福祉サービス提供事業者等の資質の向上にむけた施策に取り組みます。

○社会福祉協議会との連携・協働の推進

- ・社会福祉法人としての社会福祉協議会の特徴を生かした活動の支援や自主的活動の推進に向けた取り組みを進めます。
- ・地域福祉の推進に向けて、社会福祉協議会との連携強化、協働による取り組みを促進します。
- ・社会福祉協議会を通じ、支部社会福祉協議会の取り組みを支援します。

○市民・関係機関との連携・協働の推進

- ・市民をはじめ、ボランティア、民生委員・児童委員等地域福祉の担い手が、地域福祉活動を積極的に展開できるよう、必要な支援を行います。

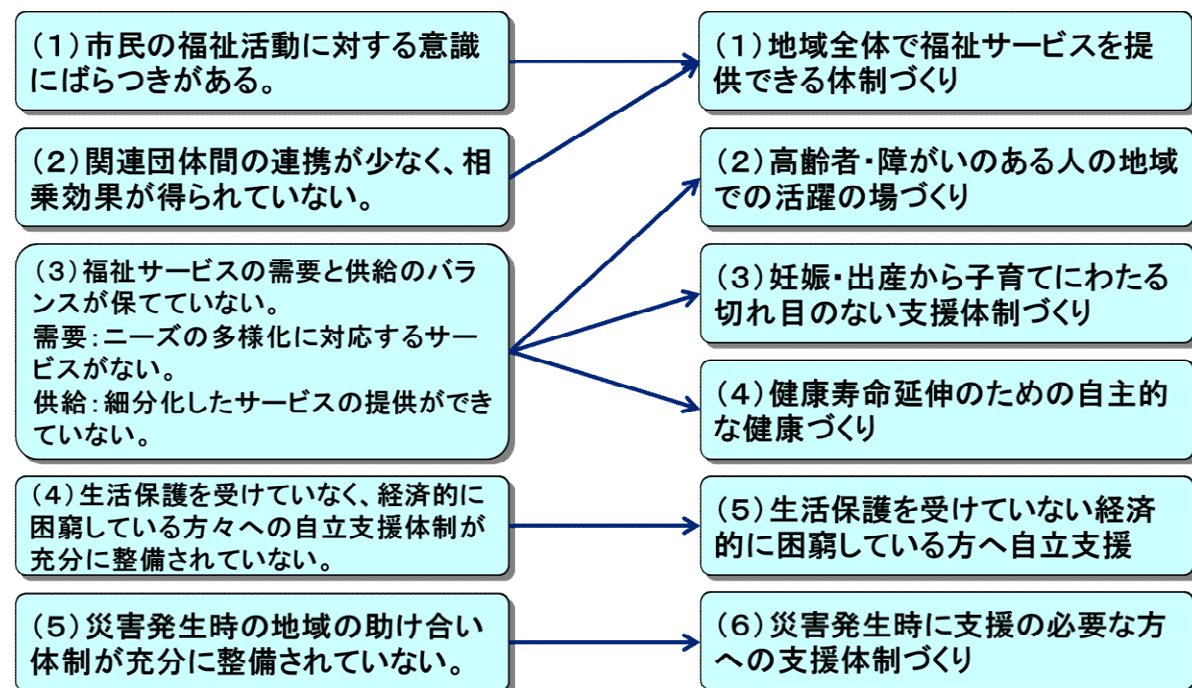
第4章 重点施策の推進

基本理念である「だれもが、ありのままに、その人らしく、地域で暮らし続けることができる福祉文化あふれるまちの実現」をめざし、浦安市の地域福祉を強力に押し進めるため、以下の重点施策を推進します。

(1) 地域課題から考える重点施策

「第2章本市の現状」では本市における重要な地域課題を記載しました。それら本市の抱えている課題の解決策として本章では重点施策として取り上げ、推進していく内容について記載します。以下に本市の地域課題と重点施策の関連性を示します。課題に対する解決策は必ずしもひとつではなく、複合的に絡み合った課題に対して様々な解決策が考えられます。地域課題をしっかりと認識した上で、重点施策の推進、地域一体での福祉の実現が重要となります。

■ 地域課題と重点施策



(2)重点施策の具体的な取り組み

1 地域全体で福祉サービスを提供できる体制づくり

市内では、自治会や老人クラブ、各種ボランティア活動団体、市民活動団体等といった多様な団体が地域で活動しています。今後は、これらの多様な団体の担い手の発掘、安定したサービス提供のために、活動の主体となる市民の福祉活動に対する意識の向上に努め、それら様々な活動を支援するとともに、活動団体間の交流・連携を図り、地域全体で福祉サービスを提供できる体制づくりを促進します。

特に、連携が重要視される社会福祉協議会では、より身近な地域で活動ができるよう市内を10地区に分割し活動している支部社会福祉協議会を中心に、地域の特性を生かしたきめ細やかな地域福祉活動を、行政や関係団体と協働し展開しています。

今後は、市民の福祉意識の向上を図るとともに、福祉サービスの需要と共有のバランスを踏まえ、社会福祉協議会を中心とした福祉関連団体の円滑な連携により、適切な福祉サービスと適切な地域に適切な量を提供できる体制づくりに取り組みます。

■支部社協のエリア

支部社協のエリア（10支部）

- 東1（美浜）
- 東2（北栄4、海楽、猫実1・2）
- 西1（堀江3～5、富士見2・3）
- 西2（堀江1・2・6、富士見1・4・5、舞浜）
- 南1（東野1・2、富岡、今川、高洲）
- 南2（東野3、弁天、鉄鋼通り、港、千鳥）
- 北1（猫実4・5、当代島）
- 北2（北栄1～3、猫実3）
- 海浜1（入船）
- 海浜2（日の出、明海）



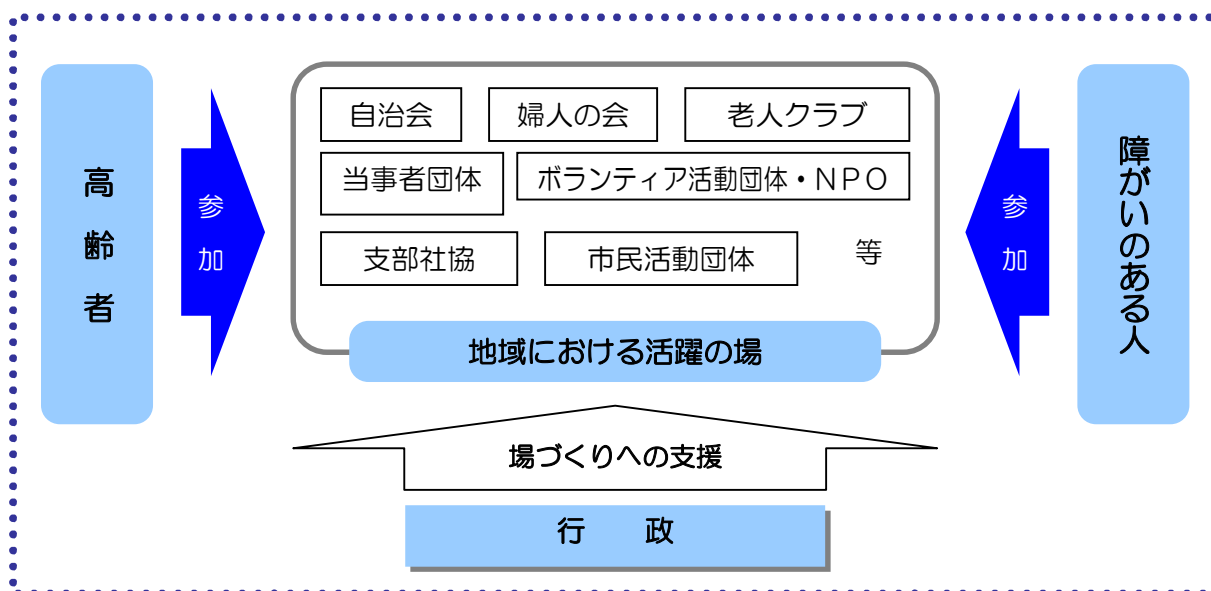
2 高齢者・障がいのある人の地域での活躍の場づくり

本市において、既に団塊の世代が多く地域で活躍しています。地域では健康で活力があり、地域活動に積極的な高齢者が増えており、それらの方々が地域の新たな担い手として期待されています。一方、高齢者の身体機能の低下に伴い、高齢者の中から障がいのある方が今後一層増えることが予想されます。

また、障がいのある人が地域の様々な活動に関わることで、自身の生きがいづくりだけでなく、地域の人々が障がいのある人を正しく理解することにもつながります。

そのため、高齢者や障がいのある人が、これまで培ってきた知識や経験を地域の様々な活動に生かし、生きがいを持って暮らしていけるよう、地域で活躍できる場や機会を広げるとともに、活躍するための環境づくりに取り組みます。

■地域での活躍の場づくりのイメージ図



3 妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援体制づくり

全国的な核家族化や近所づきあいの希薄化に加えて、本市は若い世帯の転入が多いため、地域とのつながりが希薄な子育て中の親が地域の子育て情報を得にくく、育児についてだれにも相談できない等、孤立しやすいことが懸念されています。

育児の孤立は児童虐待等にも発展しかねないため、子育て家庭に対して、様々な場所での相談や情報提供を行う等、きめ細かいサポートが必要です。

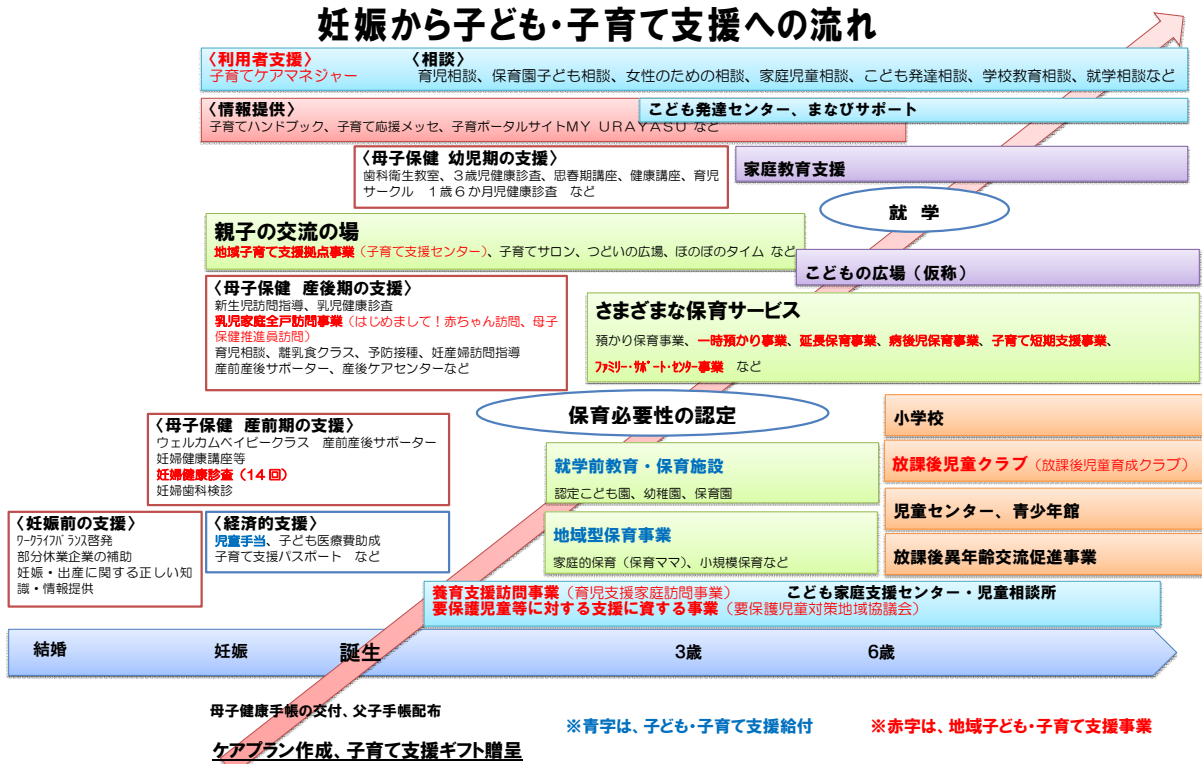
そのため、子育て家庭が最新の子育て情報を在宅のままでも入手できるよう、インターネット等のメディアを有効活用するとともに、きめ細かくわかりやすい情報提供を行います。

身近な地域での相談機能の充実を図るとともに、様々な相談窓口が有機的に連携し合い、相談内容に適した相談窓口を紹介する等、相談者へのケアを的確に行う体制づくりを進めます。

また、本市では出生率が全国および千葉県の平均に比べて低く、そのような環境の中で、少子化対策として、平成 26 年度に財政調整基金から 30 億円の少子化対策基金を創設し、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援の実現をめざして様々な取り組みを行っていきます。

3 妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援体制づくり

■切れ目のない妊娠・出産支援体制のイメージ図



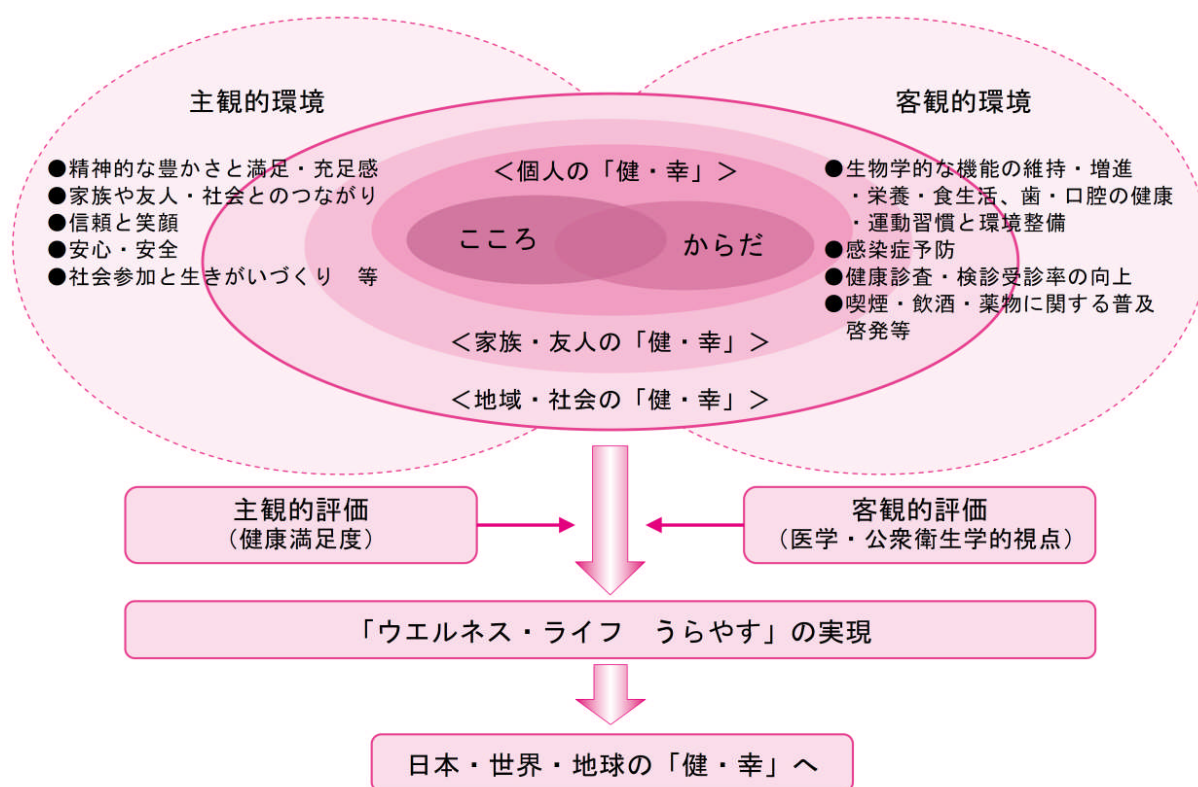
4 健康寿命延伸のための健康づくり

「健康であること」はすべての行政サービスの土台になることです。少子・高齢化が進展する中で、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉を推進し、だれもが生き生きと暮らせる社会を実現するためには、市民一人ひとりが健康づくりに向けて主体的に取り組むことが必要です。

そのため、健康づくりの意識を高めるための啓発や、情報発信、ボランティアや健康づくりリーダーの養成等により、市民主体の健康づくりを積極的に展開していきます。

健康づくりは世代や障がいの有無にかかわらず、だれもが積極的に取り組む必要があると同時に、健康づくりを通じて多様な交流が可能となるという側面も持っています。地域の様々な健康づくりの場を通じて、生きがいつくりや世代間交流等にもつなげていきます。

■健康づくりの相乗効果のイメージ

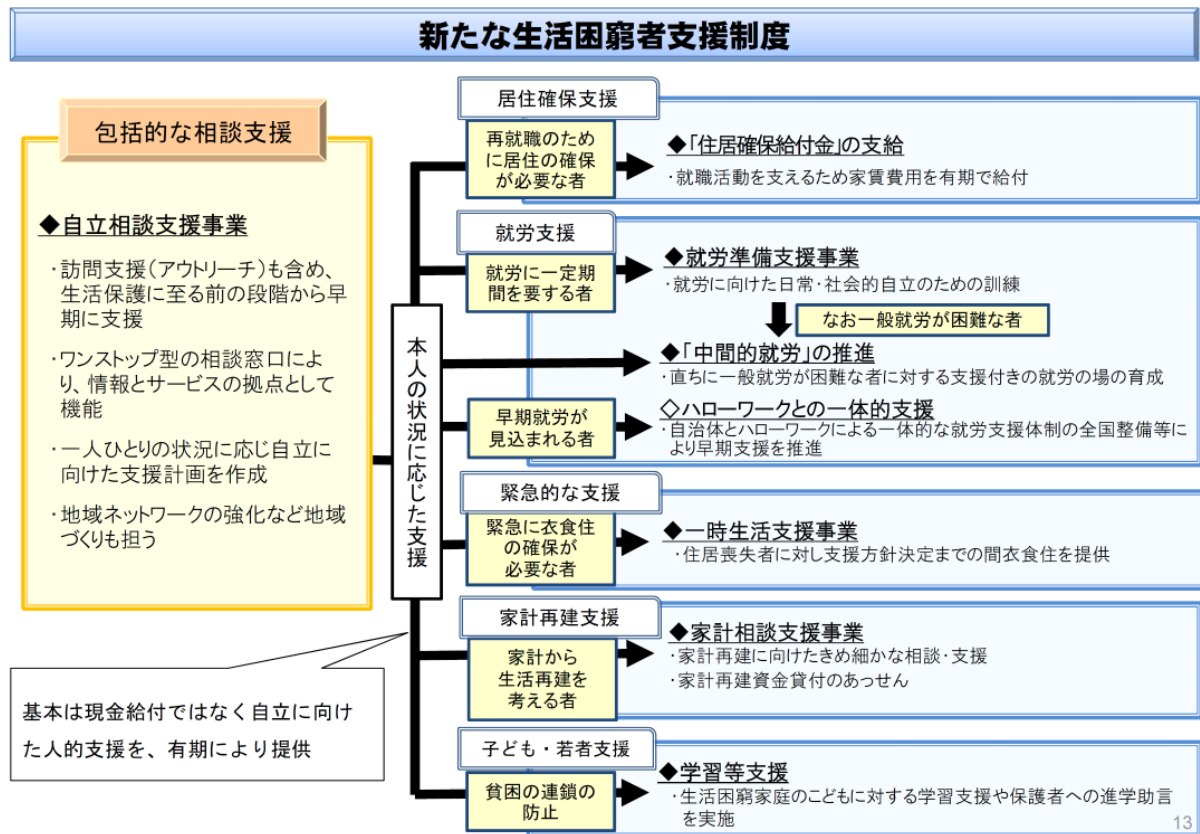


5 生活保護を受けていない経済的に困窮している方へ自立支援

生活保護を受けていない経済的に困窮している方への支援について、国では平成25年12月、第185回国会において生活困窮者自立支援法が成立しました。これに先駆けて、平成25年度より生活困窮者自立促進支援モデル事業が開始され、全国68のモデル自治体が平成27年度施行に向けた取り組みが進められています。平成26年6月より、本市においてもモデル事業として相談支援を行っています。

今後、本市では生活保護を受けるには至らないが経済的に困窮している方々に対して、以下に示す国の指針を踏まえて、関連団体の連携を密にして、対象者の把握を行い、地域住民、関連団体行政が一体となり、自立に向けた支援を推進していきます。

■生活困窮者支援のかたち³



³ 厚生労働省資料を引用

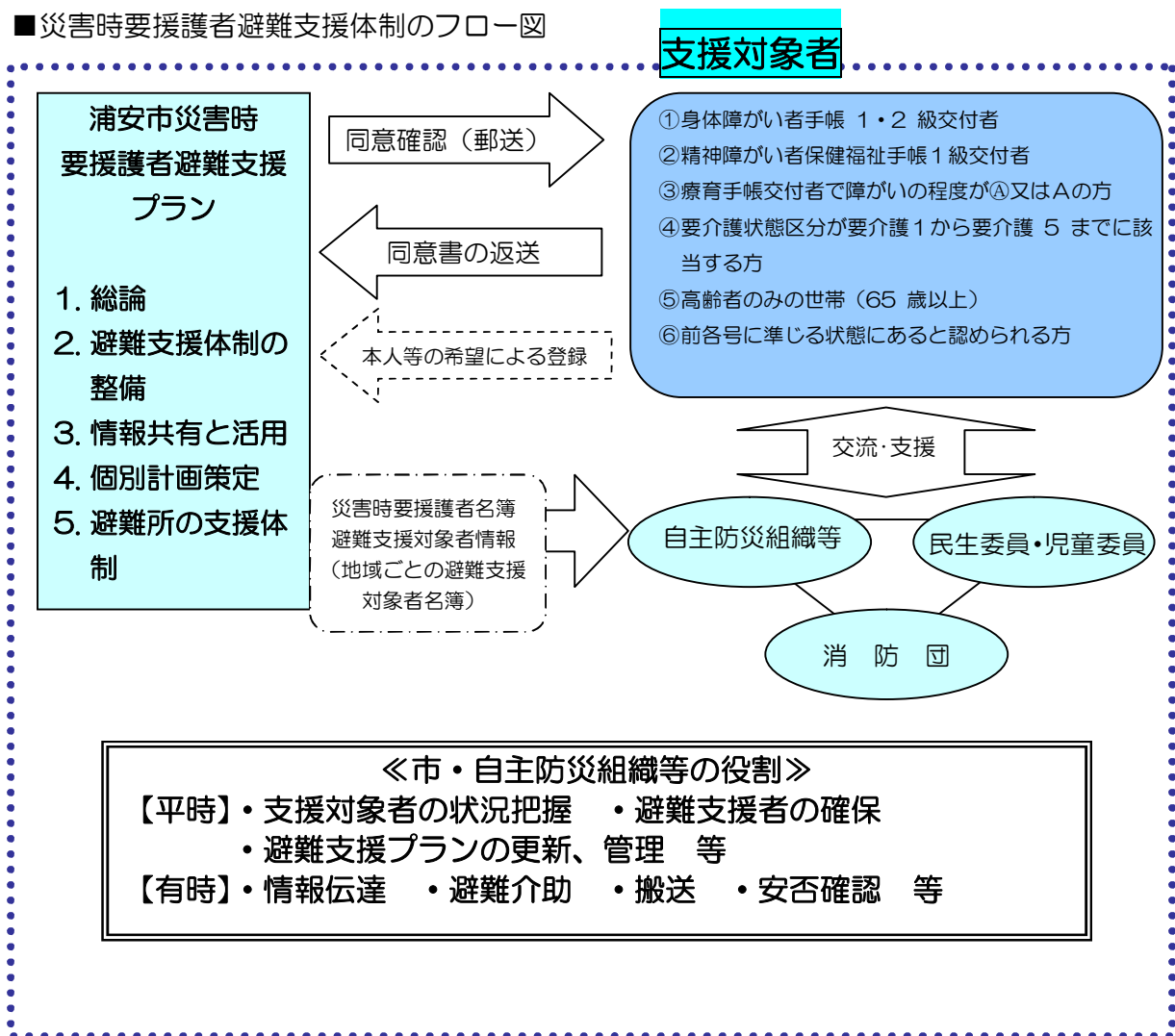
6 災害発生時に支援の必要な方への支援体制づくり

地震等の災害発生時において、自力で避難することが困難な人をはじめとする災害時に配慮が必要な人の安全確保は、防災対策を進める上で極めて重要な課題となっています。福祉及び防災関係機関と関係団体、地域等が連携し合い、的確かつ迅速に取り組んでいけるよう、総合的な支援体制づくりが必要となっています。

そのため、庁内関係各課の連携を強化するとともに、地域、関係機関、関係団体等とのネットワーク化を図ります。

また、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や県の「災害時要援護者避難支援の手引き」「浦安市地域防災計画」に基づき、情報伝達や避難支援等の支援体制の整備を図り、個人情報保護に留意しつつ要援護者の避難支援に関する事項を具体化した「浦安市災害時要援護者避難支援プラン」を作成しました。今後は継続してプランの普及・定着を図ります。

■災害時要援護者避難支援体制のフロー図



第5章 基本方針の具体的な取り組み

「生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市」の実現のため、市民が生涯を通じて、心身ともに健康で、明るく、豊かな生活を送れるよう、安全・安心を保障する公共サービスの提供は、行政として市が果たすべき基礎的な役割であり、本計画に基づき様々な施策や事業を展開していきます。しかしながら、これらの施策や事業を実行し、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズに応え、地域福祉を推進していくためには、市民や事業者、地域で活動する団体、行政等の各主体がそれぞれ行うべき役割を担い、各主体の連携、情報の発信や共有化、地域福祉の担い手となる人の育成、推進体制の整備等に協働して取り組む必要があります。

本章では、地域福祉を推進する上での、推進イメージや各主体、地域ごとの役割、協働による取り組み、施策の方向性等についてまとめています。

基本方針1 すこやかに子どもたちが育つまちをめざして

現状・課題

本市の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に出産する平均的な子どもの数)は、平成25年現在では1.11となっており、前年より上昇したものの、国や県平均よりも依然下回っている状況が続いています。

これまでの少子化対策としては、全国的に保育サービスの充実による子育て支援が主なものでしたが、近年の核家族化や共働き家庭・ひとり親家庭の増加、多発する児童虐待問題等により、子どもや子育て家庭を社会全体で大切に育む「次世代育成」という観点から、子育てを地域全体で取り組む必要があります。

本市では、転入して近隣との関係が薄いうちに出産を迎える家庭が多いため、身近なコミュニティを介しての育児情報の収集力が弱く、子育て中の仲間や相談相手と巡り会う機会が少ない等、子育て中の親が孤立しやすい状況にあります。そのため、子育てに関する情報提供や相談支援体制を充実するとともに、子育て家庭同士が交流しあえる場づくり等が求められています。

また、女性の就労が一般化し、共働き家庭が増えていることにより、親が子どもにかかわる時間が減ってきています。ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の観点から、父親が子育てに積極的に参加するよう啓発していくとともに、育児休業制度や再雇用制度の普及や活用促進等については、企業や事業主の理解と協力を促進する取り組みが必要となっています。

一方、思春期の子どもへ目を向けると、子ども達は大人への過渡期にあり、身体の著しい成長に比べて精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期

にあるといえます。いじめや不登校等この時期に起こりやすいこれらの問題は、子ども的人格形成に多大な影響を及ぼすため、思春期の健康教育やこころの問題への対応を充実するとともに、社会体験活動や交流活動、居場所づくり等の充実も求められています。

このような環境の中で、本市では少子化対策として、30億円の「少子化対策基金」を創設しました。そして、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援の実現をめざし、この基金を充当して、こどもプロジェクト事業の一環となる「子育てケアプランの作成」「産後ケア事業」等を行っています。安心して子どもを産み、すこやかに育てていくためには、地域やボランティア、関係機関、行政等が連携し、様々な問題やニーズに対応できる環境づくりを整えるとともに、地域ぐるみで子育てを支援できる体制をつくっていくことが必要です。

今後の方向性

(1) 安心して産み育てられる環境づくりの推進

目標

- 妊娠から出産子育てにわたる切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てられ、次代の社会を担う子どもたちがのびのびと成長できる環境づくりをめざします。
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

目標に向けて

- 児童・子育て相談及び情報提供の充実や保育サービスの充実、健康づくりの推進等の子育て支援を地域と一体となり、取り組みます。
- 労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報の充実を図ります。

① 児童・子育て相談及び情報提供等の充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●多くの市民が児童・子育て支援情報を知り、「子育てガイドブック」をはじめとする様々な育児支援のための媒体を活用する。 ●母子保健推進員・民生委員・児童委員・市関連課等の情報を知り、悩んでいる様子の家庭がある場合には、その情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや子育て家庭にかかわる相談受付機関が、相互に情報交換や連携を図り、多様化する相談や指導（助言）に適切に対応できる体制づくりを推進する。 ●子育てガイドブックの発行、インターネットの活用や子育て支援アプリ等による情報提供媒体を充実する。 <p>【担当領域】</p> <p>★こども・子育て支援★健康増進★男女共同参画★生涯教育</p>

基本方針1 すこやかに子どもたちが育つまちをめざして

(1) 安心して産み育てられる環境づくりの推進

② 子どもと家族の健康づくり

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●各種健診を受診したり、健康に関する講座や教室等に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種健診・相談事業等、妊婦や子どもの発達段階に応じた健康支援を実施する。 ●切れ目のない妊娠・出産支援により、保護者の育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援する。 <p>【担当領域】</p> <p>★健康増進★こども・子育て支援</p>

③ 保育サービスと児童育成クラブの充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●保育園や幼稚園等で提供されている多様な保育・児童育成サービスを活用する。 ●積極的に子育て支援や保育・児童育成に関する情報を入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常保育の充実とともに、多様な保育サービスの展開を図る。 ●児童育成クラブの整備を進め、運営の充実に努める。 <p>【担当領域】</p> <p>★こども・子育て支援</p>

④ 妊産婦や子育てにやさしいまちづくり

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●マタニティマークを掲示・携帯する。 ●地域の商店街やコミュニティ等のサービス情報を共有し、特典を活用する。 ●公共施設、市内事業所等の休憩スペースの情報を共有・活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●マタニティマークの配布や公共施設等における授乳スペース・おむつ交換台の設置等妊産婦に優しい環境づくりに努める。 ●地域の商店や関係団体等と連携し、様々な特典を受けることができる子育て支援を実施する。 <p>【担当領域】</p> <p>★健康増進★こども・子育て支援</p>

基本方針1 すこやかに子どもたちが育つまちをめざして

(1) 安心して産み育てられる環境づくりの推進

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●企業等の育児休暇制度を活用する。 ●行政等からの情報を様々な媒体から入手する。 ●男性の育児に関する情報を共有し、育児参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や事業主に対して各種制度の利用しやすい環境づくりについて周知・啓発し、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促進する。 ●男性の育児参加を促進するための仕組みづくり。 ●出会いから結婚までのプロセスを支援する。 <p>【担当領域】</p> <p>★男女共同参画★こども・子育て支援</p>

⑥ 特別な配慮が必要な子どもや家庭に対する子育て支援の充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●心身の発達や遅れのある子どもについて、理解を深める。 ●児童発達支援等の福祉サービスや個別の相談・指導・機能訓練機関を活用する。 ●情報がなく困っている家庭がある場合には、関連機関等の情報を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象の児童やその家族に集団や個別での相談・指導・機能訓練等を実施する ●地域の関係機関との連携を図る。 ●保育園児・幼稚園児に対して、補助教員等を配置する。 ●ひとり親家庭や経済的困窮家庭に対する支援及び相談機能の充実を図る。 <p>【担当領域】</p> <p>★こども・子育て支援★健康増進★障がい者支援★教育</p>

(2) 地域ぐるみの子育て支援の展開

目標

- 地域ぐるみで気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で交流を図り、楽しく子育てできる環境づくりをめざします。
- 先輩ママの活用や地域における子育てカアップを図ります。

目標に向けて

- 子育て相談や子育てに関する情報を得ることができる身近な場として、子育て支援センターやつどいの広場等の充実を図ります。
- 市民の支え合いによる子育て支援を構築・展開します。

① 身近な地域での子育て支援の展開

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや親同士の交流できる場やサークル活動へ参加する。 ●子育て支援に関するボランティア活動へ参加したり、支援の必要そうな人がいれば情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや親同士が交流できる場の充実を図る。 ●子育てサークルの運営・活動への支援を図る。 ●子育て支援に関するボランティアや支援者の発掘・育成に努めるとともに、活動しやすい環境を整備する。 ●子育てケアマネジャーを養成し、子育て支援の核とする。 <p>【担当領域】</p> <p>★こども・子育て支援★健康増進</p>



(3) すべての子どもたちのすこやかな成長の支援

目標

- 「浦安市の子どもをみんなで守る条例」の啓発を推進し、地域と行政が一体となり、子どもと子育て家庭を見守り支えるとともに、虐待発生の予防から早期発見、早期対応ができる体制づくりをめざします。
- 子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことができる場や過ごせる場を確保します。

目標に向けて

- 学校や地域等と連携して総合的な支援体制の充実を図ります。
- 安全・安心に遊べる環境づくりを図ります。
- 異年齢児交流の促進を図ります。

① 子どもの健やかな成長と子育て家庭の支援

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●「浦安市の子どもをみんなで守る条例」を知る。 ●地域の子どもと子育て中の保護者とのかかわりを持ち、見守り支える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭・学校・地域等のあらゆる場面において、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」の周知・啓発に努める。 <p>【担当領域】</p> <p>★こども・子育て支援</p>

② 児童虐待予防・防止体制の推進

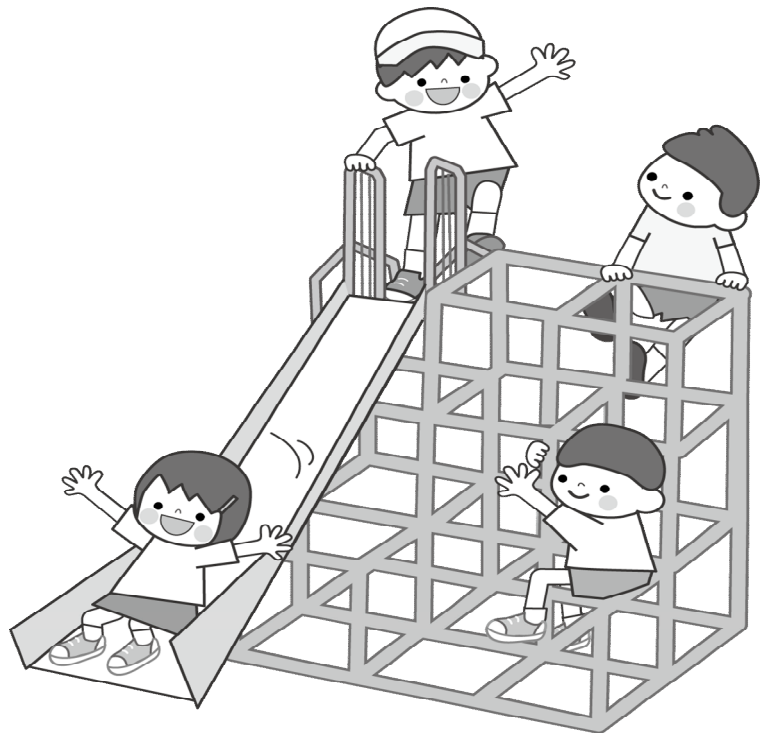
市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●近所の方と情報を共有し、虐待の予防や早期発見・早期対応、地域での支援、再発防止の取り組みに参加する。 ●児童虐待を疑った場合は、すみやかに行政等関係機関へ連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市、児童相談所、医師会、警察、学校関係者、民生委員・児童委員等の関係機関とのネットワーク構築による、虐待の予防や早期発見・早期対応、再発防止。 ●虐待の発生しにくい地域づくりの推進。 <p>【担当領域】</p> <p>★こども・子育て支援</p>

基本方針1 すこやかに子どもたちが育つまちをめざして

(3) すべての子どもたちのすこやかな成長の支援

③ 子どもたちの居場所、遊び場の整備

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●公園の危険箇所を所管の担当へ指摘する。 ●放課後、子どもたちを学校施設や青少年館等で遊ばせる。 ●子どもたちが積極的に異年齢児間交流に参加できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●安心・安全に遊べる公園やプレイパークの整備を推進する。 ●学校施設を利用し児童の放課後の遊びの場を確保する。 <p>【担当領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★都市環境★こども・子育て支援★生涯学習 ★教育



(4) 豊かな心を育むための支援の展開

目標

- 子どもたちの成長に応じて生じる様々な問題に対応できる体制づくりをめざします。
- 世代を超えた交流や様々な人とのかかわりを通じて人とかかわる力や豊かな心・感性を育ていける環境づくりをめざします。

目標に向けて

- 家庭や地域、教育機関や行政が相互に連携・補完し合いながら、子どもたちの育ちを支えていきます。
- 世代を超えた交流や様々な人とのかかわりを通じて人とかかわる力や豊かな心・感性を育ていける環境づくりを、地域と連携しながら進めます。

① 思春期保健対策の充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●自身の子もといじめについて話し合い、いじめを発見した場合は、学校等各機関へ連絡する。 ●相談窓口等がどこにあるか把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ110番や学校教育相談等による相談、スクールライフカウンセラーの配置等、気軽に相談できる場の整備・拡充を図る。 <p>【担当領域】</p> <p>★教育</p>

② 青少年健全育成の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●異年齢交流できる行政施設等の活用や、青少年交流活動への理解を深める。 ●部活動やボランティア活動を奨励する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年の交流活動の推進を図り、青少年健全育成団体の活動やボランティア育成を支援する。 ●異年齢の子ども同士が遊び、交流できる機会や世代間交流の充実を図る。 <p>【担当領域】</p> <p>★生涯学習★教育★地域福祉★高齢者支援</p> <p>★障がい者支援</p>

基本方針2 生き生きと健康で暮らせるまちをめざして

現状・課題

生涯を通じて、自分らしく、生き生きとした暮らしを維持していくためには、心身ともに健康であることが重要です。健康の保持・増進は、一人ひとりの幸福を実現する基本的な課題であると同時に、すべての市民に共通する課題でもあります。

わが国の平均寿命は世界最高の水準にありますが、一方、がん・脳卒中・心臓病・糖尿病等の生活習慣病が増加しています。また、高齢化の進展とともに認知症や寝たきり等の要介護状態になる人が増加しており、医療費や介護負担の増大等が大きな社会問題となっています。

本市も例外ではなく、生活習慣病の件数や医療費は年々上昇しています。介護保険制度においても、要介護認定者数の増加が続いており、認定者数の増加や重度化に伴って、介護給付費が増加の一途をたどっていくことが明白です。医療費や介護給付費の増加は、保険料の形で現在及び将来の経済的負担として返ってくるようになります。

そのため、健康づくりや介護予防については、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、生活習慣を改善したり運動したりする等、病気にならないよう普段から健康に気をつけることが何より重要です。

また、社会情勢が不安定な中で、過労やストレスによるうつ病等、メンタルな問題を伴う相談ケースが増加しています。各相談機関では、相談事例に対応していますが、市民一人ひとりが上手にストレスとつきあい、自分自身でストレスを解消できるようにセルフケアや早期受診をするための普及・啓発が必要です。

健康づくりの基本は、「自分の健康は自らづくり・守る」ことにあります。市民一人ひとりが健康を意識して生活し、自分に合った健康づくり・介護予防の方策やストレスの解消方法を見出すとともに、地域が一体となって健康づくり活動を進めることが必要です。

今後の方向性

(1) 市民一人ひとりの健康づくりの推進

目標

- 市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組んでいける環境づくりをめざします。
- 日常生活の中で取り組みを継続していけるよう地域と一体となった仕組みづくりや体制づくりをめざします。

目標に向けて

- 積極的に健康づくりに関する情報提供を工夫する等、取り組みのきっかけづくりを強化します。
- 市民による健康づくり活動を支援します。

① 健康づくりに関する意識の啓発

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●自身の健康状況を把握するために各種検（健）診を受診する。 ●食生活に気をつけ、適度な運動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活するよう、啓発する。 <p>【担当領域】</p> <p>★健康増進</p>

② 健康に関する相談・情報提供の充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●健康相談や健康チェックを行う。 ●パンフレット等から健康情報を入手する。 ●近所の方と健康情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各年齢層に応じた健康相談や健康チェックを実施する。 ●関係機関と連携し、健康診査、健康相談、健康教室等を、効果的に提供する。 ●インターネット（HP）、パンフレット、ポスター等の多様な媒体を活用する。 <p>【担当領域】</p> <p>★健康増進</p>

③ 健康診査や健康教室の充実

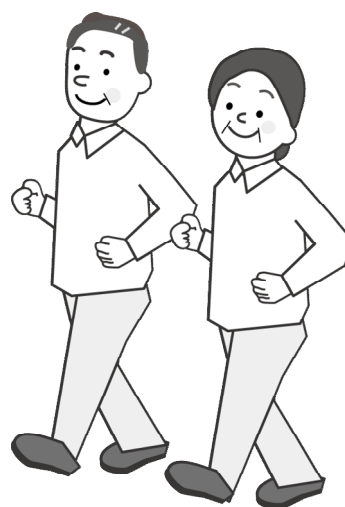
市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 各種健診を受診し、自分自身の健康状態を正しく知る。 ● 健康づくりに関する正しい知識や実践方法を身に付けるために、行政等が主催する健康づくりに関する講義、講習へ参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診、結核住民検診、成人歯科健診等各種健（検）診の充実を図るとともに、周知徹底及び受診率向上に努める。 <p>【担当領域】</p> <p>★健康増進</p>

④ こころの健康づくり

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ● ストレスを溜めない・こころを病まない生活の工夫をする。 ● 十分な休養と睡眠を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近に相談できる人のいる体制づくり・その人らしく生きる居場所づくりに取り組む。 <p>【担当領域】</p> <p>★健康増進</p>

⑤ 市民による健康づくり活動の展開

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康やスポーツに関するイベントや各種講座・講演会等に家族・仲間を誘い合って参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりに関する情報提供や活動場所の提供を行い、市民による健康づくり活動に対する支援を展開する。 ● 健康推進員による運動や食生活改善等の普及・啓発事業の実施。 <p>【担当領域】</p> <p>★健康増進★生涯教育</p>



(2) 介護予防の推進

目標

- 高齢期を豊かに過ごすために、それぞれの心身の状況に応じた介護予防活動につなげていくことをめざします。
- 市民の主体的な介護予防の取り組みを広げていくことをめざします。

目標に向けて

- 介護予防に関する知識の啓発を行い、介護予防が必要な高齢者の早期発見に努めます。
- 介護予防に関する地域の活動組織を育成・支援するとともに、ボランティア等の育成に取り組みます。

① 介護予防に関する知識の啓発

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防等に関する講演会・出前講座の受講や、パンフレット・広報誌により情報収集を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防等に関する講演会の開催や出前講座の実施、パンフレットや広報誌による情報提供等を通して周知を徹底する。 ●身近な地域で介護予防に関する活動が広く展開できる地域社会づくりを推進する。 <p>【担当領域】</p> <p>★介護保険★高齢者支援</p>

② 介護予防が必要な人の早期発見

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●近所の高齢者の方への関心を持ち、困っている様子がある場合は、関係機関へ連絡したり、地域でできることを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本チェックリストや相談を通じて介護予防が必要と思われる高齢者を早期把握し、適切な情報提供・ケアマネジメントを行う。 ●介護予防が必要な高齢者を早期に、より効果的に発見するために、医療機関や民生委員等関係機関との連携を図る。 <p>【担当領域】</p> <p>★介護保険</p>

③ 地域包括支援センターの機能強化

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●近所の高齢者の方の相談に乗ることができるよう、地域における保健・医療・福祉サービスの内容を日頃から知っておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者の包括的支援体制を整備する。 ●在宅介護支援センターや地域の関係機関を統括し、支援体制を強化する。 <p>【担当領域】</p> <p>★介護保険</p>

④ 介護予防施策の展開

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌等から各種施策の情報を共有する。 ●介護予防教室へ参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●転倒骨折予防、低栄養予防、口腔機能の向上、認知症予防等介護予防事業の充実を図る。 ●介護予防の取り組みが広く周知され、参加者が増えるように努める。 <p>【担当領域】</p> <p>★介護保険★高齢者支援</p>

⑤ 介護予防に関する人材の育成

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防リーダーの存在を知り、興味があれば参加してみる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防リーダーを養成し、地域に根ざした介護予防施策展開のための体制づくりを推進する。 <p>【担当領域】</p> <p>★介護保険</p>

(3) 生涯を通じた健康づくりを支援する環境の整備

目標

○すべてのライフステージにおいて、身近な地域で健康の保持・増進ができる活動の展開を図ります。

目標に向けて

○市民一人ひとりの積極的な健康づくりを支えるための環境整備を推進します。

① スポーツ施設、公園の充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりのため、市内のスポーツ施設や公園遊具等を活用する。 ●公園や施設、遊具等に対して要望があれば担当部署に意見を言う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●既存のスポーツ施設や公園遊具の活用・充実を図る。 ●市民が気軽に健康づくり活動に活用できる身近な公園づくりを推進する。 <p>【担当領域】 ★都市環境★生涯学習</p>

② かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●最初に受診できるホームドクターを身近に持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携や、パンフレットや冊子、ポスターを通じて普及・啓発をすることで、地域のかかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の推進を図る。 <p>【担当領域】 ★健康増進</p>

③ 健康の保持・増進に必要な環境づくり

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全や環境問題について知識を得る。 ●自転車や公共交通機関を利用する。 ●禁煙に努める。もしくは喫煙場所を考え、受動喫煙防止に努める。 ●健康づくりを意識する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境の保全、環境問題を理解するための教育や知識の普及、健康を保持・増進するために必要な環境づくりに取り組む。 ●禁煙教育や禁煙相談を実施するほか、禁煙の周知・啓発を推進する。 ●行政・地域・個人・家庭が一体となった健康づくりを推進する。 <p>【担当領域】</p> <p>★都市環境★健康増進</p>



基本方針3 生きがいとふれあいがあふれるまちをめざして

現状・課題

だれもが生涯を通して社会の一員として自分らしく生き生きとした生活を送るためには、自らの意思で社会参加することが大切です。さらには、生きがいを持つことが重要であり、就労や生涯を通しての学習活動・スポーツ活動等の機会が提供されることが必要です。

本市では、現在様々な生涯学習活動・スポーツ活動が取り組まれており、また、地域の中で指導を行う人材の育成も行われています。そのような活動が活発に行われることは、「生きがいづくり」だけでなく、地域福祉の向上や地域の活性化へとつながっていきます。そのため、だれもが人とのつながりを持ちえるよう、今後も地域の中で様々なサークル等が活動できる環境づくりを進めることが大切であると考えています。また、今後は定年退職直後の力のあるシニア世代が地域づくりの中心的役割を担うことが予想されることから、それに対応した活動を地域の中に用意しておくことも求められます。

働く意欲のある高齢者や障がいのある人が、適性や能力に応じて就労の機会が得られるよう、民間企業をはじめとした関係機関が連携・協力し、地域社会全体で就労支援を進めていくことが求められています。

また、少子高齢化が進行するなか、一人暮らし高齢者をはじめ、子育て支援等地域における生活課題が多様化するとともに、市民一人ひとりの価値観も多様化し、その数も増えてきています。こうした地域の多様化する福祉課題、生活課題に対応していくため、市民一人ひとりが地域の中で日常的に支え合い、助け合うとともに、地域の福祉を担うボランティアやNPO等の団体や組織の活動がより重要となっています。

今後はさらに、市民一人ひとりが地域福祉の当事者であるという意識の啓発を進めるとともに、地域福祉を担う団体や組織の育成・支援を進めていくことが必要となっています。

また、地域での福祉活動への支援は、社会福祉協議会がその推進役として中心的な役割を果たしています。地域福祉の推進を図るため、市と社会福祉協議会が連携し、市民主体の地域福祉活動を側面から支援することが重要となっています。

今後の方向性

(1) 市民一人ひとりの自己実現の支援

目標

- 活力ある地域社会づくりに向けて、市民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した暮らしを送ることができる環境づくりをめざします。
- 高齢者や障がいのある人等が、様々な知識や経験を活かしながら、身近な地域での活動に参加していける環境づくりをめざします。

目標に向けて

- 市民の社会参加活動の参加促進を推進します。
- 高齢者や障がいのある人等が、身近な地域での活動に参加していけるようなきっかけづくりや人材育成、ネットワークづくり等に取り組みます。

① 市民の「生きがいづくり」と社会参加支援

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動、ボランティア活動、生涯学習活動、スポーツ活動、サークル活動等へ参加し、社会参加や生きがいにつながる活動を見つける。 ●市民活動団体等の情報をインターネットや活字媒体の情報誌等で取得し、活動のきっかけづくりをする。 ●退職後に、自身の豊かな知識や経験を地域の活動につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体等の情報を提供し、活動の活性化に向けた支援を実施する。 ●市民活動、ボランティア活動、生涯学習活動、スポーツ活動、サークル活動等、社会参加・生きがいにつながる活動の充実を図る。 ●地域活動に参加するきっかけづくりのイベント等を実施し、市民が活躍できる場を見つける機会の充実に努める。 <p>【担当領域】</p> <p>★市民・地域協働★生涯学習★高齢者支援★障がい者支援</p>

② 高齢者、障がい者等の地域福祉活動への参加機会の拡大

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人や高齢者の地域活動が可能となるように協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人や高齢者等が地域における福祉活動の担い手のひとりとして活躍が可能となるよう、活動の場の拡大と活動参加促進を図る。

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
	【担当領域】 ★高齢者支援★障がい者支援

③ 個性と能力を十分に発揮できる場の拡大

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
● シルバー人材センター事業や就労支援センターの支援・コーディネート活動の情報を知る。	● シルバー人材センター事業の充実等により、高齢者の多様な就業ニーズに対応した場の提供に努める。 ● 障がいのある人が就労や職業訓練の場や機会を得られるよう支援するとともに、事業所に対しても就労定着支援を行う。 【担当領域】 ★高齢者支援★障がい者支援



(2) 市民による支え合い活動の活性化

目標

- 市民、ボランティア、老人クラブ等による地域における支え合い活動の活性化をめざします。
- 一人でも多くの市民がそれぞれの関心に応じた活動が可能となる仕組みをつくり、地域における支え合い活動の拡大をめざします。

目標に向けて

- 市民、ボランティア、老人クラブ等による福祉活動を促進し、これらの機動性・柔軟性を生かした地域における支え合い活動の活性化を図ります。
- 一人でも多くの市民がそれぞれの関心に応じた活動が可能となる仕組みをつくり、地域における支え合い活動の拡大を図ります。

① ボランティア活動の活性化

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●自分に合った活動に参加する。 ●学校、福祉施設、公民館等において学生のボランティア活動の受け入れを行っていることを把握し協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が自分に合った活動を選択して参加することができる機会を充実させる。 ●企業や事業主等が社会貢献への理解を深めるよう働きかけを行う。 ●学校や公的機関において学生のボランティアを受け入れ、地域福祉活動に参加できる機会づくりをする。 ●ボランティア研修等により資質の向上に努め、活動の核となるリーダーの育成を図る。 <p>【担当領域】</p> <p>★地域福祉★生涯学習★教育委員会★高齢者支援★障がい者支援★市民・地域協働</p>

② 身近な地域における支え合い活動の充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●支部社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア活動団体等の関係機関の活動を把握し、また参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区組織の活動への市民の参加を促進するとともに、自主的な地域活動を側面から支援する。

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●各種サークル活動を把握し、また情報を共有する。 ●認知症の方や徘徊高齢者について理解し、本人やその家族を温かく見守る意識を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●支部社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア活動団体等の関係機関の活動を支援する。 ●地域にある各種のサークル活動への情報の提供や活動支援を積極的に展開する。 ●認知症について理解し、認知症の人やその家族を支援するための広報や啓発活動を行う。 <p>【担当領域】</p> <p>★市民・地域協働★生涯学習★高齢者支援★介護保険★地域福祉</p>



(3) 地域福祉を推進する人と体制づくり

目標

- 市民活動やボランティア活動の相談窓口の強化をめざします。
- ボランティア活動団体や市民活動団体、支部社協等の活動の活発化をめざします。
- 社会福祉協議会と協力して地域福祉を推進する体制づくりをめざします。

目標に向けて

- 市民活動センター及びボランティアセンターの機能を強化するとともに、両センターの連携を強化します。
- ボランティア活動団体や市民活動団体、支部社協等に対して、情報提供や経済的支援等を通じて支援します。
- 社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携を強化します。

① 市民活動センター及びボランティアセンターの強化

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
●市民活動センター、ボランティアセンターに関する理解を深め、活用する。	●市民活動センターや、ボランティアセンターの機能強化を図る。 ●それぞれの特徴を生かした役割づくりを進めるとともに、連携強化にも取り組む。 【担当領域】 ★市民・地域協働★地域福祉

② ボランティア活動団体、市民活動団体等への活動支援

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
●市民活動基金、市民活動補助金制度等の支援制度があることを知る。	●社会福祉協議会、市民活動センター等を通じて、情報及び活動拠点となる場の提供等の支援を行う。 ●市民活動基金と市民活動補助金制度による資金面での活動支援を継続実施する。 ●各支部社協の取り組みを、社会福祉協議会を通じて支援する。 【担当領域】 ★市民・地域協働★地域福祉

③ 社会福祉協議会との連携強化

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<p>●社会福祉協議会の活動への参加を通して、地域福祉の基盤づくりに協力する。</p>	<p>●社会福祉協議会との連携を強化するとともに、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行い、社会福祉協議会の基盤強化を図る。</p> <p>【担当領域】</p> <p>★地域福祉</p>



基本方針4 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

現状・課題

私たちが困りごとを抱えた時には、必要に応じたサービスや制度の情報をすみやかに入手できることが望まれます。だれもが的確に情報を得られるような、わかりやすく効果的な情報伝達の仕組みづくりが必要です。

市内には、様々な公的相談機関等がありますが、市民が気軽に相談できる体制の充実や相談窓口の周知等が必要です。また、福祉サービスを必要とするすべての人が、専門的な知識や経験に基づく助言を受け、公的制度の利用について、適切な相談支援が受けられるような体制づくりも必要とされています。

また、本市では、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援の各施策において個別の分野別計画が策定され、それらの計画に基づいて各施策を推進しています。福祉ニーズが多様化・複雑化している中、それぞれに対応していくためには、事業者や関係機関の連携を一層深め、サービスの提供を総合的に調整する体制の確立が求められています。

一方、利用者が主体的に福祉サービスを利用するようになり、判断が十分にできない人も安心してサービスの提供を受けるための方策として、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進が必要となっています。実際の福祉サービス利用にあたっては、サービスの質の向上を図るため、利用者が安心して利用できるように、苦情等を申し出る仕組みも必要です。

近年、高齢者や子ども、障がいのある人への虐待が社会問題となってきていますが、虐待を未然に防ぎ、虐待があった場合には早期に対応できるよう、関係機関の連携をより一層強化していくとともに、家族や介護者の負担を軽減する支援の充実を図ることも必要となっています。

今後の方向性

(1) 総合的な相談・情報提供体制の充実

目標

- 必要な人に必要な情報が届くような体制づくりをめざします。
- 保健や福祉のサービスをだれもが円滑に利用できる体制づくりをめざします。

目標に向けて

- 情報提供の充実を行い、プライバシーや個人情報の保護に配慮しつつ、関係機関・団体間での情報の共有化を図ります。
- 各種相談窓口の充実を図るとともに、関係機関が連携した相談支援体制を強化します。

① わかりやすい情報提供の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●各種ガイドブック、広報誌、ホームページ等を活用した、保健・医療・福祉サービスに関する情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種ガイドブック、広報誌、ホームページ等多様な媒体を活用する。 ●点字・音声・文字の大きさ等の配慮をする等、だれもが適切に情報を得られるような提供形態の充実に努める。 <p>【担当領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★障がい者支援★高齢者支援★介護保険★こども・子育て支援★健康増進★広聴広報

② 総合的な相談支援体制の充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員との連携を図り、情報提供や共有を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員との連携を強化し、情報提供や活動支援を推進する。 ●ワンストップな総合相談窓口支援の充実を図り、関連する分野の連携を強化する。 <p>【担当領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★地域福祉★介護保険★高齢者支援★障がい者支援★健康増進★こども・子育て支援

(2) 地域での生活を支援するサービスの展開

目標

- 利用者が最も適切な福祉サービスを選択し、利用することができる体制づくりをめざします。
- 福祉サービスを必要とする市民が、適切かつ確実にサービス利用ができる体制づくりをめざします。

目標に向けて

- ケアマネジメント体制の構築を図ります。
- 福祉サービスの充実を図るとともに、サービス従事者の人材確保や人材育成にも努めます。

① ケアマネジメント体制の充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
●ボランティア活動や支え合い活動等に協力する。	●個々の状態に最も適したサービス内容を総合的に調整するとともに、必要に応じてボランティア活動や支え合い活動等を組み込み、ケアマネジメント体制の充実を図る。 【担当領域】 ★介護保険★高齢者支援★障がい者支援★ こども・子育て支援

② 福祉サービス施策の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
●行政の取り組みを把握し、在宅福祉サービスの活用に協力する。	●高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援の各施策により、福祉サービスの推進を図る。 ●各事業者、専門機関の連携を促進し、福祉サービスの提供を総合的に調整する地域包括ケア体制を構築する。 ●優れた人材と技術を有する民間事業者やNPO法人等の事業参入促進を図る。 【担当領域】 ★介護保険★高齢者支援★障がい者支援★ こども・子育て支援

基本方針4 いつまでも自分らしく暮らせるまちをめざして

(2) 地域での生活を支援するサービスの展開

③ ホームレスの人たちへの支援

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<p>●ホームレスの人たちに対する理解に努め、民間支援団体・ボランティアの活動を知り、できる範囲で協力する。</p>	<p>●近隣市や民間の支援団体・ボランティアとも補いながら、ホームレス一人ひとりの実情を踏まえた助言・指導を行うことにより、早期の自立支援を進めていく。</p> <p>【担当領域】</p> <p>★地域福祉</p>

(3) 権利擁護の推進

目標

- 子どもや高齢者等への虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）を未然に防止し、早期発見と早期対応を図ることのできる体制づくりをめざします。
- サービス利用者等が苦情や要望を伝えられるとともに、福祉サービス利用において不利益を被らない体制づくりをめざします。

目標に向けて

- 地域や関係団体・機関、行政等が連携し、総合的な支援体制の充実を図ります。
- 弱い立場になりがちな利用者を支援する仕組みの充実に取り組みます。

① 虐待等の防止システムの構築

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●男女参画センター等公的機関の支援の取り組みを把握する。 ●自分の住んでいる地域での取り組みや情報を知り、関心を持つことで、被虐待者の早期発見・対応につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●DV（ドメスティック・バイオレンス）の早期発見、相談対応・問題解決について、女性プラザ等を中心に積極的に取り組む。 ●関係機関が相互に連携を図り、情報交換を充実させることにより、虐待の予防や早期発見・早期対応、地域での支援、再発防止に積極的に取り組む。 ●虐待防止講演会や、パンフレット・広報誌による啓発等を通じて、すべての市民が安心して暮らせるよう周知・啓発を推進する。 <p>【担当領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★経営企画★子ども・子育て支援★介護保険 ★高齢者支援★障がい者支援

② サービス利用者の権利擁護の充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度への関心を持ち、また社会福祉協議会による情報提供活動等を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会による積極的な情報提供による周知、活用の推進、関係機関との連携によるニーズ把握に努め、きめ細やかな支援の展開を図る等、さらなる制度の充実を図る。 ● 成年後見制度の普及と利用実態の把握に努める。 <p>【担当領域】</p> <p>★地域福祉</p>

③ 福祉サービスに関する苦情受付・解決の仕組みの充実

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスに関する苦情を表現する権利があることを理解し、情報を共有する。 ● 福祉サービスへの理解を深め、行政の活動を後押しするような意見を市の窓口等に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者側・サービス提供者側双方が苦情解決の仕組みを十分に理解するよう支援する。 ● 介護サービスに関する苦情相談受付を実施する。 <p>【担当領域】</p> <p>★介護保険★高齢者支援★障がい者支援★子ども・子育て支援</p>

基本方針5 安心して住み続けることができるまちをめざして

現状・課題

平成 23 年 3 月の「東日本大震災」は、未曾有の被害をもたらすとともに、私たち日本人の意識の奥底で大きな変革をもたらしました。国内で最大規模の液状化による被害を受けた本市も、決して例外ではありません。本市では、幸いにも人命を失う被害はありませんでしたが、地震による液状化現象に伴う噴出土砂や地盤沈下により、道路や上下水道等の都市基盤施設や公共建築物に甚大な被害を受けるとともに、民間宅地においても地盤の沈下や建築物の傾斜、敷地内の設備配管の寸断、泥水の噴出等、かつて経験したことのない被害が発生し、市民の防災・防犯に対する関心が非常に高まっています。

防災面については、三方を海と河川に囲まれ、約 8 割が埋立地という本市の特性や、東海地震や首都直下型地震の可能性も指摘されており、地震や水害等への十分な備えが必要とされています。また、日頃から障がいのある人や高齢者等の災害時要援護者の所在をどう把握し、災害時や緊急時の救援体制をどのようにすべきか等、検討課題が多い状況となっています。災害に強く安全なまちづくりを推進するためには、市民や地域、防災関係機関、行政等が協力・連携して、防災計画における自助・共助・公助を基本とする防災対策に取り組む必要があります。

防犯については、「浦安市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」を基に、地域活動団体を中心として様々な施策に取り組んだ結果、犯罪発生件数は減少傾向にあります。今後も、「自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、協働による防犯活動をより推進していく必要があります。

また、交通安全については、本市には東京ディズニーリゾートや鉄鋼団地等が立地していることから、国道 357 号等の幹線道路を中心に市外からの車両や大型車の通行が多く、交通事故の大きな要因のひとつとなっています。さらに最近では、自転車の交通事故も多発しており、より一層交通安全対策の充実を図るとともに、市や警察、関係機関、市民が一体となって、日頃から交通安全意識の向上を図る取り組みが必要となっています。

一方、高齢者や障がいのある人も自由に外に出て、趣味活動やボランティア、スポーツ・レクリエーション等、様々な活動に参加できる環境づくりが求められています。そのためには、不特定多数の人が利用する公的な施設がだれにとっても使いやすく快適なものとなるよう、バリアフリー化を進める必要があります。また、より多くの人々が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインをまちづくりに取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。

さらにハード面だけでなく、「心のバリアフリー」についても推進を図ることが求められています。

今後の方向性

(1) 安心・安全な暮らしづくり

目標

- 高齢者や障がいのある人のみならず、だれもが安心・安全に生活していけるよう、すべての人にやさしいまちづくりをめざします。
- 防災や防犯意識が高く、防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ることのできる地域づくりをめざします。

目標に向けて

- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、住宅におけるバリアフリー化の促進を行います。
- 防災や防犯意識の向上を図るとともに、防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ります。

① すべての人にやさしいまちづくり

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインの考え方を理解し、情報を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道や路線バス等の公共交通機関をはじめ、道路、公園、公共施設、商業施設等の整備・充実にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進める。 <p>【担当領域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★障がい者支援★高齢者支援★子ども・子育て支援★教育

② 住まいや生活環境の整備

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●公的保険制度も含め、住宅の改修工事費が助成されることについての情報を知っておく。行政や地域との協働で緑あふれる環境づくりに資するような事業活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地建物取引業者や都市再生機構等との連携のもと、各種制度を活用した住宅施策の構築を図る。 ●居住している住宅改修の公的保険制度による費用の一部を助成する。

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
	<ul style="list-style-type: none"> ●分譲集合住宅の共用部分バリアフリー化に対する改修工事費を助成する。 ●公園整備をはじめとした公共施設等の緑化のほか、接道部の生垣化や緑化協定等による民有地の緑化を推進する。 <p>【担当領域】</p> <p>★障がい者支援★高齢者支援★介護保険★都市環境</p>

③ 防災対策の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●自身を災害から守るため、自ら災害に備えるよう努める。 ●自主防災組織の自主防災活動や災害ボランティア活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会を主体とした自主防災組織の育成を図る。 ●防災リーダー・災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組む。 ●災害時要援護者プランの策定とその活用を推進するための仕組みづくりをする。 ●「地域防災計画」をもとに関係機関や地域と連携し、防災体制を構築する。 ●福祉避難所と支援体制を整備する <p>【担当領域】</p> <p>★防災★地域福祉★高齢者支援★障がい者支援</p>

④ 防犯対策の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●振り込め詐欺や空き巣等の犯罪発生情報を共有し、防犯講習会、防犯訓練、防犯キャンペーン等に参加し、防犯意識を高める。 ●自治会やPTA、老人クラブ等の各種活動団体として、防犯活動を支援していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪発生情報の配信や、振り込め詐欺防止等の防犯講習会、防犯訓練、防犯キャンペーン等を実施することにより、市民の防犯意識のさらなる高揚を図る。 <p>【担当領域】</p> <p>★安全・防災</p>

⑤ 交通安全対策の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●地域や学校において交通安全教室、企業や関係機関と連携したドライバーへの 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や学校において交通安全教室の開催を促進するとともに、企業や関係機関と連携

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<p>交通マナーに対して協力し、また情報を共有する。</p> <p>●自転車の安全な利用や運転マナーの向上に向けて積極的に協力する。</p>	<p>してドライバーの交通マナーの徹底を図る。</p> <p>●自転車の安全な利用や運転マナーの向上について周知を図る。</p> <p>【担当領域】</p> <p>★都市環境</p>

(2)「まち・ひと・こころ」のバリアフリーの推進

目標

- 地域社会のあらゆる場面におけるバリアフリーをめざします。
- 年齢、性別、障がい等に関係なく、市民が互いに理解し合い、思いやり、励まし合い、支え合える生活環境づくりをめざします。

目標に向けて

- 公共公益施設等のバリアフリー、福祉教育、社会活動の男女共同参画、国際化、人権意識の向上の推進を行います。

① 公共公益施設等のバリアフリーの推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●まちのバリアフリー化の推進に関する情報を共有し、また要望を行政に伝える。 ●乳幼児とその親が外出する際の遊び場や授乳コーナー、トイレ等の場所の情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通に関する施設・公共公益施設・主要な公園施設や園路等のバリアフリー化を推進してまちのバリアフリー化を進める。 <p>【担当領域】</p> <p>★障がい者支援★都市計画</p>

② 福祉教育の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校における福祉教育や体験学習を通じ、障がいや障がいのある人への理解と関心を深める。 ●家庭の中で地域における福祉の取り組みを話題にする。 ●地域のボランティア活動に参加したり、学校の活動に協力して、理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校における福祉教育や体験学習等を推進する。 ●市民一人ひとりが理解と関心を深めるための福祉教育を推進する。 ●学校や社会教育施設、社会福祉協議会、民間団体等がそれぞれ主体となりながら、地域の中での福祉教育の充実を図る。 <p>【担当領域】</p> <p>★市民・地域協働★地域福祉★高齢者支援★障がい者支援★教育★生涯学習</p>

基本方針5 安心して住み続けることができるまちをめざして

(2)「まち・ひと・こころ」のバリアフリーの推進

③ 男女共同参画の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進体制に関する情報を共有する。 ●性別による不平等の解消等に向けた相談支援等の情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等観に立った人間形成の推進、男女の人権尊重・擁護と健康支援の促進、ワーク・ライフ・バランスの推進等男女共同参画推進体制の整備に取り組む。 ●性別による不平等の解消等に向け、相談や各種支援、啓発活動に取り組む。 <p>【担当領域】</p> <p>★男女共同参画</p>

④ 国際化の推進

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民が生活しやすい生活環境の取り組みの情報を共有する。 ●災害時の外国人支援について理解と情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際理解の推進、行政の国際化、情報のバリアフリー化推進等、外国人市民が生活しやすい生活環境の整備に取り組む。 ●災害時の外国人支援について整備を行う。 <p>【担当領域】</p> <p>★市民・地域協働★広聴広報</p>

⑤ 人権意識の向上

市民のみなさんにできること	行政が行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ●人権についての知識や問題意識を持ち、生活する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内推進体制の整備に取り組む。 ●法務局及び人権擁護委員と連携し、人権意識を啓発する。 <p>【担当領域】</p> <p>★経営企画★地域福祉</p>

資 料 編

1 計画策定の経過

■平成 26 年度

開催日	会議名等	内 容
7 月 31 日	第 1 回策定委員会	○計画の目的と背景について ○策定体制・スケジュール・策定委員会について ○市の保健福祉施策の現状と課題について ○計画骨子と今後の進め方について
8 月 11 日～ 8 月 29 日	福祉関連団体アンケート調査の実施	○福祉関連団体及び自治会に実施（郵送調査） ○181 団体に送付、うち回収 151 団体
8 月 25 日	第 1 回庁内検討委員会	○地域福祉計画の目的と背景について ○計画の構成について ○施策の評価・振り返りについて
9 月 29 日	第 2 回策定委員会	○関連団体アンケート調査について ○現行計画改訂に向けての現状と課題の整理について ○その他
11 月 20 日	第 2 回庁内検討委員会	○計画骨子案について
11 月 25 日	第 3 回策定委員会	○計画骨子案について
1 月 1 日～ 1 月 26 日	パブリックコメント募集	○計画に対するパブリックコメントの募集
1 月 8 日	第 3 回庁内検討委員会	○計画最終案について
2 月 5 日	第 4 回策定委員会	○計画最終案について
3 月 4 日	第 5 回策定委員会	○計画最終案について

2 「第2次浦安市地域福祉計画」策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法の地域福祉計画に関する規定(第107条)に基づき、地域福祉を総合的に推進する上で基本となる計画である「第2次浦安市地域福祉計画」(以下「地域福祉計画」という。)の策定を円滑に行うため「第2次浦安市地域福祉計画」策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の原案の審議及び決定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し又は任命する。

- (1) 一般公募市民
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係団体
- (4) 保健医療関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く

(職務権限)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は計画の策定終了までとする。

(会議)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条・第8条 委員会にかかる庶務は社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

3 「第2次浦安市地域福祉計画」委員名簿

選出区分	氏名	所属等
一般公募者	イシカワ チェ 石川 千恵	公募市民（堀江在住）
一般公募者	ウノ マサル 海野 政晴	公募市民（高洲在住）
一般公募者	タカハシ タカオ 高橋 孝雄	公募市民（今川在住）
学識経験者	イシカワ ヒサン ◎石川 久	淑徳大学教授
福祉関係団体	オオツカ クミコ 大塚 久美子	社会福祉協議会
福祉関係団体	ワタナベ タケシ 渡邊 武	民生委員児童委員協議会 （民生委員児童委員）
福祉関係団体	オオムラ ヨウコ 大村 洋子	民生委員児童委員協議会 （主任児童委員）
福祉関係団体	クワハラ トシオ 桑原 敬和	老人クラブ連合会
福祉関係団体	ドリキ アイコ 等々力 愛子	ボランティア連絡協議会
福祉関係団体	ソウマ シゲル 相馬 茂	身体障害者福祉会
福祉関係団体	カワグチ ヒデキ 川口 英樹	手をつなぐ親の会
福祉関係団体	ニシザワ モトジロウ 西澤 基示郎	浦安市介護事業者協議会
保健医療関係者	サカイ ヒトシ 酒井 均	医師会
保健医療関係者	ウチダ ハルオ 内田 治雄	歯科医師会
保健医療関係者	オカヤス ジロウ 岡安 次郎	薬剤師会
その他市長が必要と認める者	シカノ シンイチロウ 鹿野 新一郎	自治会連合会
その他市長が必要と認める者	シタク ヒデキ ○新宅 秀樹	市関係者（健康福祉部長）

※敬称略、順不同、◎は委員長、○は副委員長

4 「第2次浦安市地域福祉計画」 庁内検討委員会

(設置)

第1条 健康福祉に係る部門計画（高齢者・要介護者、障がい者、こども等の対象ごとに策定されている計画）との整合性及び連携を図り、これらの計画を内包する計画として、それぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民や関係団体との協働の参加を基本とする視点を導入し、「第2次浦安市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の策定を円滑に行うため、「第2次浦安市地域福祉計画」策定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2次地域福祉計画の素案作成に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) その地域福祉計画策定において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は委員をもって組織し、次項に定める委員長を置く。

- 2 委員長は健康福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 健康福祉部次長
 - (2) 企画政策課長
 - (3) 協働推進課長
 - (4) 地域ネットワーク課長
 - (5) 生涯学習課長
 - (6) 障がい福祉課長
 - (7) 障がい事業課長
 - (8) 高齢者支援課長
 - (9) 介護保険課長
 - (10) 猫実地域包括支援センター所長
 - (11) 健康増進課長
 - (12) こども家庭課長
 - (13) 防災課長
 - (14) 社会福祉課長

(職務権限)

第4条 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは健康福祉部次長の職にあるものがその職務を代理する。

(任期)

第5条 検討委員会の委員の任期は計画の策定終了までとする。

(会議)

第6条 委員長は検討委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会に係る庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

5 主な福祉施設

本市では様々な福祉施設を保有しており、最新の情報をホームページにて公開しています。

掲載場所：浦安市ホームページ ホーム > 施設案内 > 福祉施設

※出所が記載されていないデータについては、基本的に浦安市統計データを使用しています。

うららか やすらか プラン
－第2次浦安市地域福祉計画－

発行：浦安市 健康福祉部 社会福祉課
住所：〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
TEL：047-351-1111（代） FAX：047-355-1294
発行年月：平成27年3月
